

平成24年第3回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成24年9月11日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時41分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長  
尾崎 学 君

教育委員 会長  
安川 登志男 君

教育委員 会長  
生涯学習部  
石川 誠 君

農業委員 会長  
松川 英一 君

農業委員 会長  
農務局  
秋山 照雄 君

監査委員  
三原 紘隆 君

監査委員 局長  
高岩 淑通 君

事務局出席者

議事 事務局 局長  
藤田 功 君

議事 事務局 局長  
議事 課 局長  
浅利 知充 君

議事 事務局 局長  
議事 課 主任  
岡崎 忠幸 君

議事 事務局 局長  
議事 課 主任  
御代田 知香 君

議事 事務局 局長  
議事 課 主任  
榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(神田壽昭君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次一般質問を行います。

9番 谷口隆徳議員。

9番(谷口隆徳君)(登壇) おはようございます。

平成24年第3回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、子育て施策の充実について質問をいたします。

牧野市長が就任されてそのマニフェストの中で、子育て日本一を標榜した子育てについての施策が打ち出され、その後着実に進められ、既に各施設の整備や子育て応援室等が実施されておりますことは、子育て中の若いお母さんやその家族にとって大変力強いことでもあります。

そこで、ここでは子育ての施策の充実についてお伺いをいたします。

だれもが安心して子供を産み育てることができ、次代を担う子供が健全に成長することは、すべての人々の願いであります。しかし、子供を取り巻く環境は大きく変化しております。その要因と言われるのは結婚や子供を持つことに関する多様化、子供に対してのいじめや虐待への関心の高まり、仕事と子育てとの両立を図ることの、雇用環境を整備することの必要性の増大、子育てを担い、支える地域や家庭の機能低下などがあるとされております。そこから急速な少子化の進行、あるいは経済活動の衰退、地域社会の活力の低下、子供の社会性の減退など、憂慮すべき状況が生まれております。このような現況に対処するためには子供の権利が保障され、仕事と子育てとの両立が図られ、地域が一体となって支える仕組みが必要となります。

行政報告にもありますが、現在子どもの権利条例の制定作業が進められているとあります。当初私は、子どもの権利条例の制定の必要性は権利のみが先行し、子供の自主性や子育て環境が制約されるとの思いから必要性は感じられませんでした。近年の社会環境の変化や子育ての多様性、そして子供の権利がないがしろにされている場合が多く見られることなど、環境の悪化を考えると、子どもの権利条例の制定は子供の意見などを集約し、親の考えもしっかりと取り入れた、真に子供が健全に育つ基本的な条例の制定を期待するものでありますが、制定についての考えをお伺いいたします。

もちろん子供を産み育てる環境は家庭環境という基礎的な重要な要素であり、子供が物心つくようになったとき、生まれてきてよかったと思える原体験となることを考えると、子育てに家庭のありようが決定的に重要であることは当然であります。市としては、家庭における子育てには直接関与できませんが、しかし若いお父さんやお母さんに対して、家庭が子育てにおける役割と責任があること、子供と過ごす時間を大切に、愛情を持って子供を育てることがいかに大切であるかを繰り返し問いかけることは、いかに重要であるかと思えます。いつの世にあっても、子育てにおける家庭の重要さは普遍であるからであります。

しかし、大切なのは家庭であるといっても、不幸にしてそのような家庭に恵まれない子供たちもいるわけであります。そうした子供たちのために、親にかわって愛情を持ってケアする人たちも必要になってきます。里親制度などはその例であります。そうした場合でも、子供が生まれてきてよかったと思える愛のある環境が必要であります。社会環境が大きく変化する中であって、行政からの問いかけはより重要さが増すと思えます。施設設備の充実と相まって、子供の権利が保障される制度の設計、ソフト面でのケア体制が必要と考えますし、行政として親や家庭に対し、しっかりとアプローチすることが大切なことだと思えますが、本市の考えをお伺いいたします。

更にまた、家庭や両親の子育てについての役割と責任が周知され、理解されることによって、虐待やいじめの問題、あるいはモンスターペアレントの振る舞いや給食費の未納問題など、責任と義務を果たすことにもなるのではないかと考えますし、また、先ごろ稚内市では子供預かり事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）を始めたとあり、このような支援体制を今後考えていくべきと思えます。育児教育や教育相談なども充実してきてはおりますが、より一層の体制の強化が必要と考えます。将来を担う子供たちのために、子育ての内容の充実を図ることが大事だと思えますが、市の考えをお伺いいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えします。

谷口議員お話のように、近年、少子化や核家族化が進行し、子育て家庭と地域コミュニティのかかわりが希薄化する中で、家庭の中で孤立化し、子育てに悩む母親も多く、また子供の健全な居場所が少なくなっているなど、子育てをめぐる環境は大きく変化してきている状況にあり、子供を安心して健全に育てる環境を整備することが大変重要になっています。

こうしたことから、私はすべての子供と子育てを行う家庭を地域全体で支えていくという考えから子育て日本一に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりました。特に女性の社会進出や経済情勢の低迷による家計の悪化などから、共働き家庭が増加していることに対応するため、市内の認可保育園の再編を行い、要望の多い3歳未満児を中心に定員増加を図ったほか、共働き家庭の小学校低学年の児童をお預かりする留守家庭保育室の充実や就学児童の居場所づくりを目的に、新児童センターの建設に着手するとともに、放課後子ども教室の設置を行うなど、

子育て環境の整備に努めてまいりました。

また、市内商店街の御協力による子育てパスポート事業や民間団体である子育てサポートむくりによるつどいの広場きらの運営拡大に取り組むなど、地域が一体となって子育て家庭を支えるまちづくりを目指してまいりました。

更には、私が就任以来取り組んでまいりましたこども夢トークの中では、子供たちとの触れ合いを通じて、子供たちの可能性と自主性を大きく育てることが、私たちの果たすべき役割ではないかと感じたところでございます。しかしながら、全国的に児童虐待やいじめ、不登校などが多くなってきており、本市においても大きな事件とはならないものの、市民から寄せられる相談件数は増加傾向にあるなど、子供の権利が十分に保障されていない現状もございます。

そこで、子どもの権利条例制定に当たっての基本的な考え方であります。

ただいま申し上げましたように、私が子育て日本一を目指す取り組みの中で感じたことは、何よりも子供のために子供の目線を大切にした施策の実現に取り組むことの重要性であります。また子供たちが健全に育つためには、子供たちの権利を大人たちが確実に保障することが必要であると考えますし、こども夢トークなどで示された意見に対して、その自主性や可能性を大きく育成するために、子供たちとともに市の施策を考える、その一方で市政参加の、そして参画の機会をつくっていくことも必要と考えております。

更に、今日まで議会から子育て支援や子供の権利に関する数々の御提言をいただいておりますので、こうした経過も踏まえて、これまでに行ってきた子育て施策の集大成として、また今後の子育て支援の基本指針として子供の権利条例を制定し、子供の権利を保障する施策を着実に実行していく中で、子供の健全な育成を図ってまいりたいと存じます。

次に、子供や親の考えを取り入れた条例制定についてのお尋ねがありました。

さきの行政報告でも述べさせていただきましたが、子供の権利条例につきましては、市民参加による制定を基本としておりまして、保護者や保育・教育関係者、公募の一般市民などで構成する検討委員会において、条例の素案を検討していただいているところであります。

また、これにあわせて、市内の小・中・高校生20名で構成するこども委員会を設置し、子どもの権利条約にうたわれている生きる権利、豊かに育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利について学習や話し合いを行っており、この中で得られた成果を子供たちが大人に伝えたい言葉として、条例の前文とする方向で現在検討中であり、子供の意見をできる限り生かした条例となるよう、鋭意対応を進めているところであります。

原案策定後はパブリックコメントを実施し、広く市民の御意見を伺い、最終案を取りまとめたいと考えております。

次に、子どもの権利条例制定後の施策の中で、特に重要な課題や対応など、今後の体制強化についてであります。

議員お話のように、子供の健全な育成の中で、家庭の果たす役割は極めて大きいものがあり、子どもの権利条約の中で、保護者は子供の成長発達についての第一義的な責任があるとされて

おり、現在策定している子どもの権利条例でも、保護者の責務を明確に規定する方向で検討されています。ただ、子育て中の保護者の中には子育てに悩みや不安を感じている方も少なくないことから、行政としてもこうした家庭への支援が必要であると考えておりますが、子供の養育権やプライバシーの問題もあり、行政が家庭に直接関与することは難しい状況でもあります。

こうしたことから、市では特に子育てへの不安などが多い生後4カ月までの乳児を持つ家庭を保健師が全戸訪問するこんにちは赤ちゃん事業を実施しておりますが、こうした家庭に直接訪問する事業を、それぞれの年齢ごとに実施することは困難であります。このことから子育て中の保護者が子供とともに気軽に集い、情報交換や助言を受けられる子育て支援センターをあいの実保育園に設置し、子育て講座や講演会を実施するほか、子育て中のお母さんが中心となり、子育てガイドブックの作成や夏祭りの開催などを行ってきております。

今後におきましても、子育て支援センターが地域で子育てをしている家庭の拠点施設として、多くの保護者に利用していただけるよう、充実強化を図ってまいります。

また、条例制定に当たりましては、子供の権利が確実に保証される制度とすることが重要でありますことから、権利侵害に対する相談や救済体制の整備について、条例で規定してまいりたいと考えておりますし、子供の権利の保障と改善を具体的に推進するために、市が行動計画を策定するとともに、市民代表から成る子どもの権利委員会を設置し、行動計画の実施状況の点検と権利推進への提言をいただいてまいりたいと存じます。

更に、子供の自主性を育成する取り組みとして、子ども議会を本年度から実施するとともに、新児童センターの運営につきましては、子供による自主的企画、運営も視野に入れながら進めてまいりたいと考えております。

このようなことから、本市の子どもの権利条例につきましては、基本的な精神をうたった総合条例とし、条例に基づく各種施策につきましては、今後の行動計画に反映してまいりたいと考えております。

また、議員から御提言がございました稚内市の子育て短期支援事業につきましても、行動計画策定の中で、市民要望の実態や具体的な制度設計につきましては、今後調査研究を行ってまいりたいと考えております。

私は就任以来、こども夢トークなどを通じた触れ合いの中で、子供たちの意見や要望に誠実に対応することが、子供の健やかな育成と自主・自立性を育てることにつながるの思いを強くいたしました。子どもの権利条例はこうした市の子育て施策を総括するとともに、子供たちや保護者、子供にかかるすべての人々、広く一般市民の声や議会からの御提言も踏まえながら、市民の総意として制定すべきものと考えておりますので、まずは権利条例の原案の策定に向けて、鋭意努力してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） 今、基本的な市長の体制といいますが、基本的な考え方はお伺いいたしま

したけれども、先ほどの稚内市の子ども預かり事業、これは今新聞によりますと、国の補助事業で、これは旭川、富良野、美深がこの国の補助事業を受けてやっているということでありまして、稚内市には対象施設がないために、市独自で事業を行っているというふうに新聞では出ております。これについて、かなり施設の充実、あるいはいろいろな施策で、若いお母さん、お父さんについての施策は充実してきてはおりますけれども、やはり子供を育てると疲れとか、いろいろな、たまには子供さんと離れてということもあると新聞には載っております、非常に子供を2、3日預けると、子育てにもまた充実感が出てくるというような記事も載っておりますけれども、これについて今後検討する余地があるのかなのかということだけ、ちょっと考え方だけお伺いいたします。

議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君） お答えをいたします。

稚内市の子育て短期支援事業でございますけれども、ショートステイということで、何日か宿泊で預かるということで、施設がないために稚内の場合は里親制度を利用して、市が委託する里親に預けていただくというようなことでやっているというふうにお聞きをいたしております。

土別の場合はどうなのかということですが、市長の答弁でもお答えをいたしておりますように、今後検討したいと思っております。ただ1つ、我々が今考えなければいけないのは、1つの視点として、地域のきずなといいますか、地域で子育てをしていくということは、やはり大切なのではないかなと思っております。

実は、これは経験なんでありまして、数年前に新型インフルエンザが発生しまして、認可保育園としてもやむなく閉園したという経験があります。これは前代未聞のことだったんですが、そのときに、実は保育園で預かっているお母さん方というのは母子の方もいらっしゃいますし、実は土別に全く親類縁者おられないという方もいるわけです。十分説明をしてやったのですが、多分数名は預かってくれということで来るだろうということで、体制は実はとっております。ただ現実には、1日目の午前中だけどうしても都合がつかないということで、1人だけ来られただけで、あとの皆さんは来られなかった。これは多分いろいろなお知り合いだとか、親類縁者を含めて、親類縁者のいない方もいらっしゃいますから、やはり地域の中で預かっていたんだと思うんですね。そういう地域のきずなというのは、やはり大事にしていけないといけないのかなということがありますので、そこら辺の兼ね合いで、それでもやはり困るお母さん方も一方にはいると思っておりますので、それらの状況も十分お聞きをしながら、どういう体制をとったらいいのかということで、やはり土別の場合は施設をつくるということになりますと、数的な問題からいいますとなかなか難しいので、現実的には、例えばファミリーサポートをお願いするとかという形も出てくるかと思っておりますが、そこら辺十分に、今後検討させていただきたいと、調査・研究させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） ぜひ検討していただいて、若いお母さん、お父さんの負担軽減に努力していただきたいというふうに思っております。

次の質問をいたします。

（登壇） 公園の利活用と管理についてお伺いをいたします。

本市には多くの公園が設置されておりますが、その中には観光に供するもの、自治会や町内会の中にあり、住民憩いの場としての公園、また運動公園などの特定の競技を行うものなど、さまざまな用途、使用目的に従って基準が定められ、施設内整備など住民が安全に目的に従って使用されていると思います。

土別市の統計書2011年度版によりますと、本市の公園は総合公園1カ所、運動公園1カ所、街区公園21カ所、霊園1カ所、その他4カ所となっておりますが、それぞれの設置目的など、いわゆる市管理の公園について、用途や内容などどのように分類しているのか。また設置されている遊具やトイレなどの管理状況について、その内容をお伺いいたします。

そのような中で、特に岩尾内湖周辺においての公園の利活用及び管理についてお伺いをいたします。

岩尾内湖畔の周辺には、ダムや湖水を中心として周辺地域に施設が設置されてきております。キャンプ場は春季から秋季まで、多くのキャンプの方でにぎわいますし、観光地として知られ、神社山周辺はシラカバなどの自然林が美しい景観を広げております。しかしながら神社山奥のテニスコート等の利用はほとんどない状況であり、休憩所、トイレなども使用状況は少ない状態であります。

この施設及び運動施設などについては、今後設置者及び管理者はどのような利活用を目指すのか、廃止するのか、利便性のよいものを新たに設置するのかなども含めて、関係機関と協議する必要があると思われませんが、どのように対処していくのかお伺いをいたします。

更にダム周辺、ダム下のエリカ公園の周辺については、草刈りや草取りなど、景観の整備が進められてはおりますが、運動広場、テニスコートはほとんど使用されていない状態です。この周辺のエリカ公園は開花時期には市民が気軽にハイキングや観賞できる地域としての活用もあると思われれます。休憩所やベンチなどもないために、公園としての整備が不十分であります。この地域についても、市の直接の管理下にあるのか、また委託・委任を受けているとすれば、この地域についての活用や管理状況をしっかり考えていく必要があると思います。近隣はダムサイドでもあり、ヤマメの養殖場もあり、ハイキングコースや体験学習の教材としても有望であると思われれますが、今後の利活用及び周辺整備についての考えをお伺いいたします。

（降壇）

議長（神田壽昭君） 高橋朝日総合支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

公園は自然の保全、都市景観の増進、公害や災害の防止効果とともに、市民の健康増進のため



めのスポーツ、レクリエーション等の技術の習得と向上の場、コミュニティ活動の場を提供することを目的として、それぞれの各公園の用途に応じて分類し、配置しております。

統計書に記載されている公園は都市公園に基づく都市公園として、その用途と内容について申し上げますと、総合公園とは都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動など、総合的な利用を目的として、つくも水郷公園が1カ所、運動公園とは、主として運動の用に供することを目的にしたふどう公園1カ所、街区公園21カ所につきましては、主に地域内に居住する方々の利用に供することを目的として、多目的広場や遊具施設を主に設置しました小規模な公園であります。

次に、霊園とは墓地の環境整備を目的として、緑地や園路を整備したしべつ霊園1カ所、その他の公園としましては、都市の自然環境の保全、並びに都市環境の向上を図るために設けられる芝生広場等の緑地を中心に、運動施設も備えた天塩川水郷緑地や剣淵川緑地などに代表される都市緑地が4カ所ございます。

次に、これら公園施設としての遊具やトイレなどの維持管理状況につきましては、土別市都市公園条例に基づく都市計画区域内に配置した公園については、土別市都市公園と位置づける中で、建設水道部施設維持センターにて草刈り、遊具施設等点検、トイレ清掃等を土別市シルバー人材センターへ業務委託を行っており、この中でも特に専門的な管理が必要とされる運動施設としてふどう公園、天塩川サッカー場、剣淵川及び天塩川水郷緑地のパークゴルフ場などは、別途土別市教育委員会が管理を行ってきているところであります。

次に、岩尾内湖周辺の公園の利活用及び管理についてであります。

岩尾内ダムは昭和45年に完成し、その後昭和53年から平成4年にかけて旭川開発建設部におきまして、岩尾内ダム周辺環境整備事業としてダム下のA地区、ダム管理所横のB地区、神社山奥のC地区について、公園などの面的な環境整備が実施されました。また旧朝日町においても、岩尾内ダムが完成したことにより、多くの観光客やキャンプ客に来ていただき、快適に過ごしていただくため、展望台を初め、炊事場や管理棟の建設のほか、岩尾内ダム周辺環境整備事業で実施された公園施設の上物の整備を進めてきたところです。現在、岩尾内ダム周辺にはダム下のA地区に3面、神社山奥のC地区に5面のテニスコートがございます。このテニスコートにつきましては、平成5年に旭川開発建設部と旧朝日町が管理協定をし、合併後におきましても、引き続き土別市が管理を行っております。

そこで、まず神社山奥のC地区のテニスコートについてであります。昭和59年にこの施設が完成し、年数の経過によりコート面の塗装の劣化等はあるものの、2面については支障なく使用できる状態にあり、現状におきましては利用者もいることから、引き続き維持管理してまいりたいと考えております。

また、テニスコート内にありますクラブハウスにつきましては、テニスコートの利用者が活用していただける施設として、平成元年に旧朝日町が建設し、施設の清掃をNPO法人に業務委託をしております。現在はテニスでの利用者は少ないものの、プレジャーボート等の利用者

に活用されていますことから、今後も引き続き維持管理をしまいいりたいと考えております。

次に、ダム下のA地区であります。ここにはツツジ科のエリカが植栽されており、散策路、運動広場、テニスコートが整備されております。この施設につきましても、神社山奥と同様に、管理協定を締結し、土別市において維持管理をし、草刈り等はNPO法人に業務委託をしております。この地区のテニスコートにつきましては、コート面に多少の劣化はあるものの、支障なく使用できる状態でありますことから、現状のまま活用していただきたいと考えておりますが、近年利用者が少ない状況にありますことから、今後の利用状況の推移を見ながら施設の管理や利用方法などについて、施設の設置者であります旭川開発建設部や関係機関、団体と協議を行い、検討してまいりたいと存じます。

また、議員御指摘のとおり、このダム下のA地区には簡易トイレは設置しているものの、休憩所やベンチは設置していない状況にあります。この地区にはエリカの観賞やハイキング等で訪れる市民や観光客もおられますことから、美しい景観やいやしの空間を十分楽しんでいただけるようエリカ公園内に簡易ベンチを設置することとし、また休憩時につきましては、規模や構造、更には設置後の維持管理等もありますことから、今後検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君）（登壇） 朝日発電所の進捗状況と小水力発電についてお伺いいたします。

既に取り組みられております朝日の水力発電所の設置については期成会が設置され、牧野市長が会長として、道を初め、関係機関に要請・陳情するなど、活動されておりますことは報道などで承知しているところであります。

エネルギーの問題は国を初め、各自治体や企業が自然・再生可能なエネルギーへの転換を進めている現状において、この水力による発電の確保はより重要性を増してきております。現在、原発による電力の供給をゼロにするという方向性が国民の大きな運動として高まっております中で、設置を要請している朝日水力発電所は、測量なども終わり、新規事業というより実施可能な段階での事業であると思われます。このことから、現在のエネルギー施策についての方向性を見ても、事業開始に向けた強力な要請が今後必要であると考えますが、現在の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

そのような中で、更に今後、本市地域の山間部の河川を利用した小水力による発電の設置を考えていくことは、今後エネルギーの確保を考える上で、また設置に伴う事業など、地域の産業振興にも寄与できる施策ではないかと考えます。

石油や石炭に恵まれなかった時代には、世界初の水力発電所稼働から10年後の1888年には日本初の産業用水力発電が始まったと言われております。これは山地が多く、流量の多い我が国の自然環境に、水力発電が適していたと言われ、電力供給はベース供給を水力発電が引き受け、ピーク供給を火力発電が受け持つという水主火従が電力供給の基本であったとされております。しかし、我が国では経済の成長発展により電力需要も大型化し、石炭・石油を使う大規模発電

となり、現状では60%強の火力、30%の原子力、10%弱の水力で電力が供給されております。10%弱の水力による発電もほとんどは大規模ダムを伴う水力発電でつくり出され、巨大ダムが連想されますが、しかし一方では、京都嵐山の上流の堰にはわずかに5.5キロワットという小さな水力発電所もあります。国の政策では小水力発電のうち、1,000キロワット以下の水力は実用化のための技術開発や経済性改善に対する支援が必要とされ、太陽光発電や風力発電と同じように新エネルギーに分類され、小水力が新エネルギーに区分されてから建設数がわずかながら増加傾向にあるとされております。現状では100キロワットの小水力発電所の建設は約1億から2億とされており、今後本格的に導入になれば大幅なコストダウンも必要となりますが、小水力発電所の建設は地域産業への波及効果が考えられ、規模が小さいため測量、土木、建築、機械、鉄鋼、電気工事、電設など、地域産業の参入が可能であり、地域でこの産業が育成できれば、事業費の7割程度は地域に還元できるとされております。このようなことから小水力発電は、固定買い取り制度の導入や50年以上の安定した生産が可能であり、地域の雇用創出や経済に貢献できるのではないかと考えます。

本市の山間地域と水量を考えれば、長期的展望に立ったエネルギーの確保は必要と思われ、小水力発電の導入による地域産業の振興策など、波及効果が多いとされることから、今後のエネルギー及び地域産業振興の対策として、導入すべきと思われ、考えをお伺いいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

昨年、3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原発事故により、我が国のエネルギー政策は大きく転換しようとしており、原発依存から再生可能エネルギーへの転換がますます重要性を増しております。

こうした中、かつて北海道企業局が計画していた朝日水力発電所は新たなダムを必要とせず、環境に負荷の少ないクリーンなエネルギーとして、水資源の有効活用が図られるものであることから、その建設計画の実現に向け、地域一丸となった活動を推進するため、昨年10月に市内16団体から成る土別市朝日水力発電所建設促進期成会を設立し、これまで国や道、関係機関等に対し、事業の実施に向けての再検討や地熱発電開発費等補助金の存続、更には設備投資や耐用年数に見合う買い取り価格、期間等に関し、提案、要請活動を行ってきたところであります。

そこで、本事業実施に向けての現在までの進捗状況と今後の取り組みについてであります。

これまで関係機関等への要望活動や意見交換をする中で、事業実施に向けての課題も明らかになってまいりました。

1つには、この計画は岩尾内発電所の発電放流水を下流の地下に設ける朝日水力発電所に導水し、有効落差約40メートルを得て発電したあと、延長約6.3キロの放水路トンネルにより天塩川に放流する発電方式であり、事業費は約120億円程度とされ、そのうち約半分が放水路トンネルにかかる経費で、通常の約2倍の事業費となり、固定価格買い取り制度の期間が20年で、

買い取り単価25.2円では大きな赤字が生じるため、買い取り期間の延長や単価の増額、更には採算に見合う補助制度の創設が必要であること。2つには、北海道の道営電気事業のあり方検討において、企業局が有する発電施設の民間譲渡を含めての検討がなされており、夕張スーパーダムが完成する平成26年以降に民間譲渡の可否を判断することとなっており、現時点での新たな発電所の建設は難しい状況であること。3つ目には、天塩川の水を使い発電するためには、特定多目的ダム法による岩尾内ダムのダム使用権や河川法による天塩川の水利権など、法的手続きが必要であり、その権利を取得することは容易ではなく、相当の期間を要するとされていることなど、事業実施に向けてクリアしなければならない課題も多いことから、早期実現は難しい状況にあると考えているところであります。

しかしながら、2030年における原発依存度において、国が募集したパブリックコメントなど、各種世論調査を検証、分析した結果、原発ゼロを支持する意見が87%を占めたとの報道がなされております。

このように脱原発への動向の中で、朝日水力発電所建設計画はより安全で安心なクリーンエネルギーの活用であり、まさに時宜を得た計画であります。

現在稼働している岩尾内発電所とポンテシオ発電所の発電量は一般家庭で2万9,000戸分の電力を賄っており、更に新たな朝日水力発電所を加えると、天塩川流域11市町村すべての家庭用電力を賄うことが可能となり、このことは電源が脆弱とされている道北地域の電力の安定供給と地域活性化にもつながるものであり、今後とも地域や期成会が一丸となり、国や道、関係機関等に対し、本計画の一日も早い実現に向け積極的に提案、要望活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、小水力発電等の取り組みについてであります。

小水力発電は、二酸化炭素の排出が極端に少ないクリーンなエネルギーであることや純国産で繰り返し利用できる再生可能エネルギーであることなどの特徴に加え、地方分散の小電力需要に対応し得る地産地消型のエネルギーであることが特徴と言われており、昨年の東日本大震災の教訓のもと、分散型電源を目指す国の政策とも合致しておりますことから、改めて注目されているところであります。特にこれまで発電規模の小ささから採算が合わないと言われていた小水力発電であります。本年7月から始まった再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によって採算性が高まったことから、今後の普及に弾みがつくものとみなされております。

更に、環境省の試算では、全国で約500万キロワットの潜在的可能性があると言われており、現況の河川勾配や落差などの地形を生かして整備すれば、環境に及ぼす影響も少ないとされております。

一般的には、出力1万キロワットから3万キロワットまでの水力発電を中小水力発電と称し、1万キロワット以下が小水力発電と言われてきましたが、平成20年の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、いわゆる新エネ法の改正によって1,000キロワット以下の水力発電が新エネルギーとして位置づけされたことから、現在は1,000キロワット以下の水力発電を小水

力発電に区分する場合が多くなり、またこの法律によって、事業者への支援措置等も設けられたことから関心も高まっているところであります。

更に、本年度においては国の小水力発電導入促進モデル事業のもと、実用化に向けた実証事業も進められるなど、積極的な導入促進が図られております。

このモデル事業では、規模の大きな施設に比べコスト高とならざるを得ない小水力発電の課題の解決に向けて、高性能で低コストな発電技術の開発や関連設備の標準化、立地条件によらない効率的な設備などが試験されているところであり、マイクロ水力発電や用水路を活用した発電に、大きな期待が寄せられているところであります。

お話のとおり、小水力発電は地域密着型の電力開発とも言われており、建設工事そのものは一般の建設業者でも施工できることや、保守管理等においても地元で対応可能な場合も多いことなど、地域の活性化や雇用につながる可能性を有し、過疎化や高齢化が進む地域を変える有望な方策となり得ると言われておりますことから、市といたしましても情報の収集などに努めているところであります。

特に、農業用水を活用した小水力発電については、現在全国各地で土地改良区が主体となって導入の検討が進められており、本市においても天塩川土地改良区が市内4カ所での導入に向けて検討を進めておりますことから、国への要望など、側面的支援に努めているところであります。

しかし一方で、河川法に基づく水利権の調整などについては、大規模な水力発電と同様の許可手続が必要な状況にあります。国は今年度中にも河川法許可申請手続の簡素化や小水力発電の保安規制の見直しなど、規制緩和や制度改革を実施する方針であるとも伝えられておりますので、これらの動向についても十分注視していく必要があると考えております。

また、冬期間における凍結や農業用水としての利用期間などの課題もあり、更なる調査検討も必要と考えております。

本市には、天塩川を初めとする豊富な河川資源など、美しく豊かな自然があり、こうした環境と共存した新エネルギーの導入を図るため、平成20年に地域新エネルギービジョンを策定したところであり、今後においても経済、産業への波及効果を含めた総合的、長期的な視点に立って、エネルギーのあり方を展望していくことが必要と考えております。

こうしたことから、朝日水力発電所の実現を目指すことはもとより、その他の小水力発電の可能性の検討、加えてメガソーラーなどの立地も含めた再生可能エネルギーの導入に向けて、引き続き調査研究に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 谷口議員。

9番（谷口隆徳君） 今、エネルギーについてのお話をいただきましたけれども、やはりこれは単なるエネルギーの創造、創出ということも大事でありますけれども、地域産業の振興についても、やはりあわせて考えるべき視点でないかというふうに考えておりますので、どうか新工

エネルギーの1つの柱として、市としても取り組んでいただきたいというふうに思っております。  
以上で終わります。

議長（神田壽昭君） 6番 粥川 章議員。

6番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

駅伝競走の新設についてお伺いいたします。

本年の土別ハーフマラソンは過去最高となる2,274名の参加となり、ハーフの部は市民ランナーの川内優輝選手が優勝いたしました。例年この大会に競技役員の監察員として参加していますが、招待選手を初め実業団選手の鍛え抜かれた走り、そして沿道の声援を受けて走る道内外からの市民ランナーの姿に感動を覚える1人でもあります。

近年、ランニングブームが反映され、観光を兼ねながら道内で開催されるこうした大会に参加する人たちも増加する傾向にある中、市内の小・中・高校生もこうした大会に刺激を受け、将来の活躍が期待されるアスリートとして成長することが望まれています。

土別市は陸上長距離の合宿地として定着し、大学生は箱根駅伝、実業団は対抗駅伝等を視野に入れ、練習環境に恵まれているこの土別市で走り込みを例年行っています。土別市における駅伝のルーツは昭和44年に土別・朝日間の道道が舗装された記念に、市内の新聞社が主催して行われ、道北駅伝として平成12年度まで続けられ、この地方の選手の育成やスポーツ振興に貢献した経緯にあります。

そこでお尋ねしたいことは、こうした合宿競技者の練習の一環として、また道北地域の中・高校生のレベル向上を図る目的で、本市として今後駅伝大会の開催を検討できないか提案するものですが、このことについての御見解を伺いたいと思います。

通告いたしておりました土別市朝日水力発電所建設促進期成会の今後の活動については、ただいま谷口隆徳議員から同種の質問が出され、私のお聞きしたかったことにつきましても答弁がなされておりましたので、質問を取り下げいたしますが、昨年年第3回定例会において、私は朝日水力発電所建設の再検討について提案をさせていただきました。牧野市長にはこのことについて、国・道・道議会を初め関係機関に対し、迅速な一連の要請活動を展開され、今日に至っておりますことに深く敬意を表しながら、今後ともより一層の活動を展開していただきますよう御期待し、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の駅伝大会につきましては、道北駅伝を初め、名寄・土別間往復駅伝競走大会、交通安全少年駅伝大会など多くの大会を開催してまいりました。また、本市の駅伝大会の運営能力が評価され、北海道高等学校駅伝大会、北海道中学校駅伝大会など、中学・高校の全道大会も開催されており、こうした本市の駅伝大会の開催は粥川議員お話のとおり、地域のスポーツ振興と陸上選手の育成に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、道北駅伝を初め、その他の駅伝大会が相次いで中止や廃止をせざるを得なかった理由は、経済状況の悪化により主催する企業や団体等が運営経費の負担が難しくなったことと、社会人チームの解散、生徒数や陸上競技部員の減少などによる参加チームの激減、更に最も大きな要因として道路事情の変化や交通量の増加により、交通規制が厳しくなったことにより、競技役員や交通整理員の増員が求められ、この人員の確保などの諸条件の変化により、こうした大会を廃止せざるを得ない状況となったものと認識いたしております。

このような現状は、道北駅伝を廃止した平成13年当時と社会環境や競技を取り巻く環境に大きな変化はない状況であり、とりわけ大会運営の核となります土別陸上競技協会は、今日でも数多くの大会を主管いたし、夏場のシーズン中は多忙を極め、加えて会員数の減少も重なり、新たな大会運営に対し、慎重にならざるを得ない状況であります。

私といたしましては、議員のお話のとおり、合宿の里土別に訪れる多くのトップランナーとの交流を更に深め、地域の中学・高校生のレベルアップを図るとともに、全国的に定着してきた土別ハーフマラソン大会やディスタンスチャレンジ土別大会に肩を並べる土別独自の駅伝大会を復活させたいとの思いがございます。

今後駅伝大会の新設の検討に当たり、陸上競技場やクロスカントリーコースを利用した公道を使用しないコース設定や多くのチームに気楽に参加してもらえる参加種目の工夫、中学・高校、あるいは合宿チームの意向調査などを含め、陸上関係者や諸団体と協議、研究してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 粥川議員。

6番（粥川 章君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（神田壽昭君） 10番 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第3回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1に、牧野市長任期残り1年を残して、市長の市政運営全般について幾つか質問いたします。

牧野市長は、去年までの2年間で既にマニフェスト60項目には、公認パークゴルフ場建設を除く59項目に着手し、ほとんどめどがついた旨答弁しておられます。ここまでは極めて順調に、そして着実に市政を進めてきた自信がうかがわれるところです。

本日は、去年から更に1年を経過してどうなのかをお聞きしたいと思います。

例えば、コンパクトなまちづくりを進める上では、マニフェストの中で残っている項目である樹木のあるミニ公園の設置や店舗と複合した公営住宅が上げられると思いますが、これらも含めてめどがついたのでしょうか。

ミニ公園には余り議論の余地はないとしても、店舗との複合住宅についてはもっともっと議論が必要だと思われそうですがいかがでしょうか。

第2点は、市民から意見を聞き、市民自身が一家言を持ってまちづくりに参加していく、い

わゆる広聴活動についてです。この点、事子供に関する分野ではこども夢トークなど、大変に進んだ取り組みが行われました。その一連の営みは10月30日開催に向けて、現在準備中である子ども議会に結実し、そこで一段落すると思われます。他方で、主に大人の市民から意見を聴取する仕上げ的なイベント等については、来年秋の任期終了までに特別な何かを考えておられるでしょうか、お聞かせください。

3つ目は、残りの1年何を市政運営の羅針盤とするかであります。まさか牧野市長に限って、そのとき思いついたことをするような行き当たりばったりは行わないでしょうし、またこの3年間の余勢をかったり、またはただ惰性で動くような、何となく成り行きで市政運営をするわけではないと思います。これから1年間なら1年間限定のミニマニフェストでもよいですし、ともかく何らかの指針や目標を示して、4年間の任期のまとめに入るべきではないでしょうか、市長の抱負をお伺いする次第です。

最後ですが、老人福祉施設について伺います。

桜丘荘及びコスモス苑は民間事業者への指定管理化が取りざたされており、以前からこの議場でもたびたび話題になっております。今では市民の立ち話でも、あたかも決まったように言われているのを聞きますし、当の両施設職員などにも指定管理化が既定事実のように受けとめられているようです。

しかし、この間されてきた、いわば外堀を埋めるようなやり方には私は賛成できないのであります。

なぜなら、6月定例会で小池浩美議員から出ていたように、行政職員がかわるがわる所長のポストにつき、事務局機能は果たしても寮母さんたち職員集団に対し、リーダーシップを十分発揮できなかったような問題も存在したわけで、ここは市立保育園で普通にやられているごとく、介護現場経験のある介護職員を所長に据えてみるとか、試行錯誤の余地はまだまだあるということが1つです。もう一つは、今急いで指定管理化や委託したところで、例えば日向温泉やバス会社のように、赤字は市が補てんする体質から抜け出せなくなったり、経営努力を要請する前に、補助金頼みの姿勢が顕著になる懸念は十分にあるわけで、結局は直営以上の手取り足取りに陥る事態が予想されるのであります。

更に、7月に私たち市議会が行った議会報告会でも民間委託、または指定管理化への懸念や質問は市民から複数出ていました。老人施設を民間にゆだねるこの大問題は公認パークゴルフ場建設問題より重大であるにもかかわらず、パークゴルフ場問題ほどには市民からの意見聴取も行われていないと思います。

また、市長は常々民間にできることは民間でと一般論でおっしゃってはいたものの、コスモス苑と桜丘荘を民間にゆだねるとはマニフェストにも記入してありません。なのであればそもそもこういった問題は、来年の市長選挙で真を問うべき問題だとは思われませんか。

ひるがえって、今国政では消費税増税の可否を問うなら総選挙をという情勢になっているのと同様、市長はこの老人福祉施設の経営問題を選挙なりに訴えて、真を問うのが大げさに言え



ば憲政の常道というものではないでしょうか。

市長のなすべきことは、まず土別市の老人福祉や労働をめぐる大きなビジョンを描くことです。その中で、例えばあらかじめ公契約条例を制定して、指定管理化に働く労働者の保護方策をとり、しかる後に指定管理化や民間委託で、本当にサービスが向上し、市民利益になると確実に言えるのなら、それを信念に選挙の公約にして打って出るなど、とにかく大所高所に立って考えられるべきではないでしょうか。

この点のお考えをお聞きしたいと思います。

とにかく私から申し上げたいのは市長の任期の終わり際に、言い方は悪いですが、いわば駆け込みで老人福祉施設の行方を決めてしまうようなことは、現にお慎みいただきたいということなのであります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 最初に、私から任期の残り1年に当たってについて答弁申し上げ、老人福祉施設民営化に関する御質問については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

私が新生土別市の2代目市長に就任し、この9月25日で満3年を迎えます。就任以来新たな発想のもと、本市の基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次世代を担う子供たちの健やかな成長と地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にすることを常に念頭に置く中で、市政のかじ取りに全力を尽くしてまいりました。

そこで、私のマニフェストについてのお尋ねであります。

私が掲げた60項目のマニフェストの進捗状況については、昨年の第3回定例会で申し上げたとおり、新たな公認パークゴルフ場の建設は見送り、現施設を改修することとしましたが、残りの59項目の施策については、町なかへの樹木のあるミニ公園の設置や中心商店街への公営住宅等の複合店舗設置など、現在検討作業を進めているものを含め、すべての項目に着手することができました。

特に、昨年からの1年間の成果としては、行政の効率化と効果的な財政運営を目指すことを目的とした自治体運営改革会議の設置や広域で一体的な取り組みを行う定住自立圏形成協定の調印、そして土別市の憲法となるまちづくり基本条例の制定、加えてハード事業ではあいの実保育園のオープン、日向温泉や西団地、多寄医院の改築事業、新児童センター建設などに着手することができました。

一方、広聴活動についてであります。平成21年から3年間にわたり、市内全小・中学校で実施したこども夢トークを更に進化させた子ども議会を本年度から実施し、まちづくりや地域づくりに対する子供たちからの新鮮なアイデアを市政に反映させる考えであります。

更に、市民意見の聴取については、まちづくりふれあいトークや市長への手紙、市民の声ボックスなどの市民の声広聴事業を実施してきたところでありますが、この地の1人の声こそ原点との理念のもと、これら事業を継続するとともに引き続き座して待つのではなく、私自身積極的に市民の輪の中に入り、数多くの皆様方と土別のまちづくりについての話し合いを行いな

から市政運営に努めてまいります。

また、職員に対しても積極的な市民との対話を求めていくとともに、平成22年度に設置した地域担当職員による地域政策懇談会の更なる充実を図り、より多くの市民の皆様からの御意見をお伺いする機会づくりに努めてまいります。

次に、残り1年の任期中の指針や目標についてのお尋ねであります。

毎年度予算編成に伴い、市政執行方針を示させていただいています。市政執行方針については、総合計画と私のマニフェストに基づいて、それぞれ1年間にわたる指針や目標を示したものであり、いわば1年間のマニフェストであります。

そこで、まず本年4月に施行したまちづくり基本条例であります。今後のまちづくりにおいて生きた条例となるよう、市政への市民参画と情報共有の理念のもと、各種施策に取り組んでいかなければなりません。特に情報共有については、広報紙のリニューアル、更には新たな情報発信手段として、SNSの活用やホームページでの動画発信について準備を進めているところであり、今後より多くの市民との情報共有を図りながら真の協働のまちづくりの実現を目指してまいります。

農業については、上士別地区国営農地再編整備事業の進捗が依然として遅れていることから、今後も引き続き要望活動を展開するとともに、畑作経営の安定化と輪作体系の維持、加えて地域経済の振興発展に欠かせない主要作物であるてん菜については、昨年製糖工場を有する道内8自治体による北海道てん菜振興自治体連絡協議会を設立し、国や道に対し要請活動を行ってまいりましたが、本年度からはてん菜が作付けされている自治体へ協議会への加入を呼びかけたところ、現時点で52団体が新たに加入され、北海道全体としての振興発展を図るなど、農業を基幹産業とするまちづくりに努めてまいります。

次に、行政改革の推進についてであります。私はマニフェストのあたらしいまち・時代の変化に即応した行財政改革の項目の中で、すべての事務事業にコスト意識を定着させ、民間活力を導入した大胆な行財政改革により市役所をスリム化しますと定めており、これに基づき事務事業評価に外部評価の手法を取り入れたり、昨年からは自治体運営改革会議において、すべての公共施設について直営で運営すべきか、休止・廃止・転用すべきか、あるいは民間委託で行うべきかなどを総合的に検討しており、その結果に基づき、まずは平成25年度までに一定の方向性を見出すとした施設として、老人福祉施設を含め11の施設についての作業を現在進めているものであります。

こうした指定管理などについては、市長選挙で真を問うべきとお話もございましたが、既にマニフェストに掲げた上で推進している施策でありますので、御理解をいただきたいと存じますし、今後においても庁内での議論はもとより、広く意見を伺いながら将来に禍根を残さない行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

更に、本市の最重要課題であります市立病院については、新たな循環器内科の医師2名を確保することができたものの、依然として医師、看護師不足は解消されておらず、経営は厳しい

状況にあります。今後も経営戦略室を中心に、課題解決に向けた取り組みを行いながら市民に信頼される病院づくりと経営の改善に努めてまいります。

また、医療の広域連携については、北海道が進めている自治体病院等広域化・連携構想の中で、地域センター病院である名寄市立病院と士別市立病院を核とする、上川北部地域がモデル地区として位置づけられており、先般名寄市立総合病院の救命救急センター指定に向けた財政支援についての要望を北海道に対し、加藤名寄市長とともに行ったところであり、今後も士別市立病院が圏域の中で果たすべき役割を明確にしながら、地域医療の充実が図られるよう努めてまいります。

一方で、開業医誘致条例によりしべつ内科クリニックが10月の開院に向け建設中であり、来年度においては1診療所が開院予定となっているほか、条例による開院ではありませんが、本年6月12日にしべつ耳鼻咽喉科あらかわクリニックが開院されており、一次医療の充実に大きな期待を寄せているところであります。

私のマニフェストの中で残された課題として、町なかへの樹木のあるミニ公園の設置と中心商店街への公営住宅との複合店舗設置がございます。これらについては、現在平成25年に予定している駅前ビルの解体とその跡地利用、更には町なかの課題などを総合的に検討するべく、街なか居住駅前再整備プロジェクトチームを庁内に設置しており、今後商業者や関係団体とも連携する中で、方向性を出していく考えであります。

以上、私のマニフェストに関して主なものについて申し上げましたが、私は残された1年、総合計画を基本とし、市民の皆様方との約束事でありますマニフェストの達成を最大の目標として努力いたすことは申し上げるまでもありませんが、当面するさまざまな課題解決に向け、市民や市議会の皆様の声に謙虚に耳を傾け、常に新たな発想を取り入れながら柔軟かつスピードと実行力を持って市政のかじ取りに全力を尽くしてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） 私から老人福祉施設の指定管理にかかわっての御質問にお答えをいたします。

最初に、高齢者福祉事業を進めるに当たっての市の基本的な考え方であります。

本市は、道内でも高齢化率が高く、高齢化人口は急激に増加しており、これに伴って住民要望もますます多様化しており、各施策については不断の見直しにより、既存事業の効率化や高いサービスの提供を目指すだけでなく、新たな施策の実施など、その充実にも努めていかなければならないことから、民間活力の導入も積極的に検討すべきものと考えております。

こうした既存事業の見直しにつきましては、老人福祉施設も含まれますが、市内の状況を見ますと、介護保険制度が始まって以来、民間の介護施設等が整備され、関係者の努力により民間の優位性を生かしながら多様性や柔軟性に富み、高い専門性を維持し、満足度の高いサービスを提供する施設が運営されるところであります。こうしたことから民間施設の努力を率直に

評価し、両施設の指定管理の可能性について、現在検討を進めているところであります。

そこで、現場介護職員を所長として登用することなど、直営での施設運営を続けるために、試行錯誤の余地があるのではないかとのお話がありました。現在保育所におきましては、現場保育士が施設長として園の運営に当たっており、民間の幼稚園や認可外保育園との連携を強めながら、特に個々の子供の個性を育成する環境保育実践やあいの実保育園の子育て支援センターゆらを拠点としたすべての子育て家庭の支援などを進めるなど、市民参加の保育園づくりを目指しているところでありまして、6月議会での小池議員への答弁でも申し上げましたとおり、民間にない取り組みを行っていることもありますことから、指定管理の対象とはいたさなかったわけであります。

また、現行の保育園運営体制につきましては、職場リーダーの育成など、長年の実績の結果ではありますが、一方老人福祉施設におきましては、従来から事務職の管理職が務めてきた経過もあり、経営管理も伴うため、そうした体制をつくるためには、相当の年限を要するものと思われ、現実的には難しいものと考えております。

更に、高齢者福祉を進める上で大切なことは、より効率的でよいサービスを迅速に提供することですので、高齢者福祉や市民サービスの向上を図るためにはどのような運営形態がよいのか、客観的な評価をもとに現実的に判断すべき時期にあるのではないかと考えております。

次に、指定管理によって赤字を市が補てんする体質から抜け出せなくなるかとお話もございました。

コスモス苑及び桜丘荘の両施設は高齢者施策を推進する上で市の重要な施設であり、指定管理後も安定した運営により効率化と市民サービスの向上を図るものでなければなりません。指定管理者として可能性のある市内の民間施設につきましては、現状安定した運営を行っている実績がございます。

また、指定管理を行う場合には指定管理要求水準書により管理団体に対して利用者サービスについて一定のレベルを維持するように求めてまいりますし、団体には収支報告が義務づけられているほか、指定年限が区切られるため、その都度議会のチェックも可能となりますので、指定管理をすることでサービスレベルが低下したり、今以上に市の負担が発生することはないものと考えております。

また、指定管理下に働く職員の保護方策についてのお話がありました。

指定管理者の選定に当たっては、市が示す指定管理要求水準書に、例えば職員賃金を一定水準確保することなど、労働条件に関する項目として要求することも検討し、これらを含めた要求水準項目を満たしているか否かを総合的に審査することで、働く職員の保護を図ってまいりたいと考えております。

更に、指定管理後につきましても、市長が任命する一般市民が利用者の要望を定期的に聞き取る介護相談員制度を導入して、市民の声をサービスの向上に反映するなど、市民要望に対応

するようにその運営について、市の責務を果たしてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） ちょっと細かいことを再質問させてください。

今、池田部長のほうから答弁ありましたけれども、指定管理化された後も民間というか、市民からの意見を聴取するという事なんですけれども、やっぱり私は指定管理化する前に、市民から十分意見を聞かなければならないと思うんですよね。さっき壇上でもパークゴルフ場建設のときに、教育委員会から8ページに及ぶ市民意見に関する報告書が出ていますけれども、おとしの秋にパークゴルフ場についてはたくさんの地域政策懇談会、つまり自治会ごとに意見聴取を行っているんですね。やっぱり私なんか地域に入ると老人施設の民営化及び指定管理化というちょっと問題あるんじゃないかと、どういうことなんだというふうにやっぱり聞かれるわけなんですよね。だからさっきもパークゴルフ場ぐらいの説明はちゃんとすべきだというふうに申し上げたんですけれども、その辺、指定管理化する前にどんな市民説明を考えているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（神田壽昭君） 池田部長。

保健福祉部長（池田文紀君） お答えをいたします。

先ほど介護相談員の制度についてお話をいたしましたけれども、この制度は、できれば来年度から前倒ししてやりたいなと思っております。これはやはりいろいろ議会からも御指摘をいただいておりますし、やはりそれぞれの施設が本来直営であれ、民間であれ、指定管理するのであれ、やっぱり市民の意見をきちっと、あるいはその利用者の意見をきちっと反映していくと、これは当たり前のことだと思っております。ですから、そういうことをきちっと、指定管理するからいいんだということではなくて、なるべく早い段階で手をつけていきたいというふうに考えておまして、一定の研修を受けていただいた方を任命することになりますが、その方がそれぞれの施設に入ってということで、当面は、今桜丘、コスモスを考えておりますが、当然市内のほかの施設についても、同意がなければ入れませんが、入って、いろいろお聞きをして、やはり実際に導入している施設にお聞きをしますと、市町村にお聞きをしますと、これは大変いいよという評価もいただけるということでもありますから、どういうサービスを伸ばして、どういうサービスを変えなければいけないのかということを見ていきたいということでございます。

それと、市民の意見ということでお話がありました。特にこういう施設の場合、特に市民という場合に、やはり利用者の意見というのがやはり1番大切なんだというふうに思っております。そういう面では、我々やはりお年寄りのために、お年寄りが元気で過ごしていただけるように努力をしなければなりませんので、そういう面では利用者の方、あるいは御家族については、今後一定の方針が定まりましたら個別にお聞き取りをさせていただいて、それらをきちっと説明もしながら、要望等についても聞いていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（神田壽昭君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマは、子供をめぐる施策についてであります。

今、新築工事が営々と進んでいる児童センターは、従来のあけぼの児童館の2倍以上の面積、900平方メートル近い広さを持ち、学童保育だけの施設ではなくなります。すなわち小学校高学年の児童や中学生・高校生も利用できることになるわけです。このことは子供たちを迎える大人、つまり職員の体制にも大きな影響を与えます。今まで学童保育に従事していた児童構成員だけが勤務していれば足りる体制でなくなることは、とにかく確実に言えると思います。より児童・生徒の心に寄り添い、思春期の子供の特有の悩みにも対応できるような専門的知見を持った職員体制が必要となるのではないのでしょうか。

分かりやすい例を挙げれば、学校には不登校でも児童センターには朝から来るといふ子供がもし出てきた場合、しゃくし定規の対応はできないと思うのです。ましてやその子が学校においていじめられていたなどの背景がある場合は、本当に専門的かつ慎重に接する必要がありますので、この専門的知見を備えた職員の配置を特にお願いしたいと思います。

2番目は、児童館運営委員会の構成も今後変更が予定されるのかお聞きします。

変更が予定されるのなら、どのような陣容が予定されるのか、あわせてお伺いします。

3点目ですが、1点目と重なるのですが、この児童センターにおけるいじめなどの相談や救済に関してです。今、全国的な風潮では、いじめなどに関し、児童・生徒からの相談や救済に関しては専門性、それから独立性を持った機関や個人が担う傾向になっています。独立性があれば、学校にも、教育委員会にも、一般行政に対しても意見が言いやすくなるのがその要因でありますし、また私も調べていて驚いたのですが、教育委員会から独立していることで、何と学校の教職員から気兼ねない相談が増えるのだということです。

さて、その独立機関の中では、兵庫県の川西市が専用の条例までつくって設置した子どもの権利オンブズマンが最も進んだ例で、有名な存在であり、今全国から視察や研修の申し込みが絶えないそうです。また思えば、つい最近滋賀県大津市の中学生がいじめにより自殺した事件を顧みれば、複雑な経過をたどったあげくに、結局はかの尾木ママなどに委嘱して、教育委員会から独立した第三者機関が設立されたわけであり、こういったてんまつは本市でも参考にすべく思うものです。

ところで、大阪維新の会など一部がぶち上げている教育委員会不要論や廃止論に、私はくみするものではありませんが、例えば本市の生涯学習情報センターいぶき内に週5日常駐する青少年相談事業への相談が、昨年度は年間4件にすぎなかったことを考えると、やはり今の相談や救済の体制は必ずしも理想的に回っているとまでは言えないと感じておりますし、独立性のある体制の構築の必要性は認めなければならないと思うものであります。この点いかが考えるか御認識を、この項目の3点目としてお伺いいたします。

さて、最後に子どもの権利条例について取り上げます。

先ほど、谷口隆徳議員も言及されておられましたが、実は私は独特の立場から当初はこの条例にも手を挙げて賛成というわけではなかったことを告白します。なぜかと申せば、大人が大人だけで議論してつくっても、当事者の子供たちには本当には響かない、空文になる可能性を感じたからなのです。しかしこの条例案にあっては、こども委員会が組織され、子供自身の手で条文が練られています。今では大いに賛成しつつ、原案ができ上がるまで見守っておる次第です。

ここでは権利の概念について再確認しておきたいと思っております。

よく権利と義務とが一对の概念であると言われる。確かに一見対応関係に見えるのですが、私の理解ではそうではありません。世界的、歴史的な人権思想の流れからいうと、王様や将軍が一切の権限を絶対的に保有していた時代がありました。つまり絶対王権と呼ばれるものです。それが戦国時代、群雄割拠の時代となり、貴族や殿様の権利へと分割されます。すなわち西洋で言えば騎士や、日本では侍や公家などが封建制度下での土地所有権などを手にしました。次には平民の中で一般の成年男子がさまざまな権利を手にします。そのきっかけとなったのがフランス革命や日本でいえば明治維新でした。そこからは皆さん御承知のとおり、第二次大戦後はすべての大人の女性が公民権を手にしました。その流れの中で現代ではその権利が子供や障害者へ、あるいは外国から来た移民へというように生まれながらの人権という概念がこの社会を構成しているすべての人を対象にする方向で、普遍化してきたのが実際の歴史だと思います。つまり歴史的には何らかの義務を果たした御褒美として私たちの選挙権や生存権、基本的人権があるわけではないのです。この点は子供の権利議論に当たって欠くべからざる認識ではないかと思っておりますが、この際、市の認識を再確認しておきたいのです。この点よろしく御答弁のほどお願いします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 池田部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、子供をめぐる施策のうち、新児童センターの運営体制についてのお尋ねでございます。

現在、建設中であります新児童センターは子供の自由で安全な遊び場が少なくなり、健全な居場所づくりが必要となっていること、そして小学生に限らず中学生・高校生にもこうした居場所が必要であることから、児童館本来の目的であります18歳未満の児童を対象とした施設として、平成25年4月にオープンする予定となっております。そこで、新児童センターに現在配置されている児童構成員だけでなく、専門的知見を持った職員の配置をとの御提言がございました。議員お話のとおり、新児童センターでは対象となる年齢幅が拡大することから、現在の児童構成の配置のほかに、主に中・高生への対応を担う職員の配置が必要であると考えております。

新児童センターの運営につきましては、現在児童館運営委員会で御検討いただいておりますが、子どもの権利条例の拠点施設として、子供が自由に発言し、参加できる子供の自主性をはぐくむための施設といたしたいと考えております。

したがいまして、配置する職員につきましては、議員お話のように、不登校の子供でありますとか、あるいは思春期の子供たちということへの対応ということがございます。そういうことで言いますと、専門的知見も必要だと考えております。ただ、何よりも子供としっかりと向き合い、一緒に生活をしていく中で、信頼関係をつくりながら児童センターの自主企画等を進めるような活動が求められると考えております。こうしたことから、どのような職員を配置するかにつきましては、運営委員会からの答申を待って、今後議員の御提言も参考とさせていただきながら検討してまいりたいと存じます。

次に、児童館運営委員会の委員構成の変更についてお尋ねがありました。

児童館運営委員会は識見を有する方4名、行政団体から3名、保護者代表3名の合計10名で構成し、児童館業務の適正な運営について協議していただいております。

この関係につきましても、児童館運営委員会で検討中でありまして、現在は市内小学校の校長先生に委員をお願いしておりますが、来年オープン予定の新児童センターは新たに中学生や高校生にも開放いたしますことから、児童センターの運営だけでなく、子供たちの健全な育成の状況を協議していただく上でも、中・高生の教育にかかわる関係者に運営委員会に加わっていただく方向で、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、専門性及び独立性のある相談や救済体制の必要について、どのような認識を持っているのかとお尋ねがありました。

特に、児童虐待やいじめなどの相談は近年増加傾向にあります。そのほとんどは家族や関係機関からであり、子供からの相談は少ない状況であります。全国的な事例を見ても当事者である子供がだれにも相談できず苦しんでいる事例も多く、親に心配や迷惑をかけたくないといった心理状況にもあるものと推測されますが、特に子供が安心して相談できる窓口や相談体制が十分でないことが要因になっているのではないかと考えております。こうしたことから、子どもの権利条例では子供の権利侵害に対する相談窓口の設置と救済体制の整備を明確に規定してまいりたいと考えております。

そこで、議員お話の子どもオンブズパーソン制度についてであります。この制度は子供の権利や利益を守るための相談、調整、問題解決のための支援を目的とした独立した公的第三者組織として救済機関を設置するもので、近年は子供固有の相談や救済制度を創設しようとする場合には、子どもオンブズパーソンの設置を検討する自治体が多くなっている傾向にあります。

また、子供の救済や支援を行うためにはより専門的な知識や常時相談を受けられる体制が必要なことから、例えば札幌市などの大きな自治体におきましては、弁護士や臨床心理士などに依頼し、人権擁護の専門組織を設置しております。しかし本市のような中小自治体では、複数の専門家を配置した第三者組織を設置することは常時相談を受けていただける専門家の確保が難しく、また想定される相談件数がそれほど多くないことなど運営上の課題もあり、現在のところは難しいと考えているところであります。

こうしたことから、市としては各学校、教育委員会を中心とした対応を初め、家庭相談員や



保健福祉センターなどと連携を図り、現在の相談体制の拡充を基本に、相談窓口の整備に努めるとともに、個別の事案によっては専門家の支援を受けられるように体制整備を図ってまいりたいと考えております。ただ、議員御指摘のように、相談窓口や救済機関については、その独立性を維持することが極めて重要であると言われておりまして、市といたしましても常に子供の気持ちに寄り添って、子供の最善の利益を第一義的に考慮し、秘密の厳守が保障され、独立性のある相談窓口を設置することが必要であると考えており、特に子供たちが安心して相談できる窓口の整備に努めてまいりたいと考えております。

救済機関の具体的な体制につきましては、子どもの権利条例制定後の行動計画の中で検討いたしますが、関係機関と連携、調整しながら何よりも当事者である子供たちの意見も伺い、本市においてどのような相談窓口や救済体制が望ましいのかを十分検討してまいりたいと考えております。

次に、権利の概念についてお尋ねがありました。

議員お話のように、本来権利は人間が生まれながらに有しており、無条件に保障されるものではありませんが、子供の権利に関しては権利を行使する前に義務や責任を果たすべきというような考え方は根強くありますし、権利ばかりを保障するとわがままを助長するのではないかとの意見もありました。ただ、昨今の児童虐待やいじめが頻発する中では、生きる権利や守られる権利については特に反対するような意見はありませんが、一般的には権利と義務に関しては子供が成長過程にあることから、参加する権利について否定的な意見や疑問が出されております。

この参加する権利についての本市の取り組みはこども夢トークの実施や児童館建設子ども委員会の中で、市長が先ほど申し上げましたとおり、子供たちは高い自主性やお互いを思いやる気持ちを発揮し、市政に対しても建設的な意見を寄せてくれました。こうしたことから、子どもの権利条例の制定に当たりまして、こども委員会を設置し、子供たちの意見を集約しておりますが、子供だからとさえぎるのではなく、ちゃんと意見を聞いてほしい、意見を言うことは勇気の要ることだが、きちんと自分の意見を言わなければならないなどの意見が出され、だからこそ人の意見は最後まで聞かなければならない、これが参加する権利について小学生から高校生まで、幅広い年齢の子供たちが討論を行う中で達した結論であります。

このこども委員会の取り組みは、子供が自由に意見を言うことができる機会となり、子供たちは勇気を持って発言する自主性を学んだり、他人の意見を尊重する思いやりを身につける契機になったのではないかと考えております。

更に、こども委員会は市内のほとんどの学校から参加をいただき、多くの保護者や学校関係者の理解と協力により支えられてきました。子供の自由で自主的な活動を大人が支え、子供の成長を促すことは子ども権利条例の大きな目的であり、こども委員会はそうした意味でも大きな成果があったのではないかと考えております。

権利と義務の関係はどちらが先かではなく、子供たちに権利と義務をどのように学んでもら

うのか、それを大人がどのように支えていくのかではないかと考えております。

こうした考えから、さきの行政報告で市長からお話いたしましたように、子供が市政に参加する機会として、子ども議会を開催することとしたわけであります。市といたしましては、今後も主要な4つの権利の擁護を進めるとともに、子供の参加する機会をできるだけ多くつくり、土別市の将来を託す子供たちの自主性を育て、お互いを思いやる社会人としての心得を学んでいただけるよう鋭意対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） まだ、国忠議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前 11時45分休憩）

（午後 1時30分再開）

議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 午前中の最後に子どもの権利条例、こども委員会の真剣な討論の様子を保健福祉部長からお聞きして、大変感動いたしました。今後とも関係する方々は御尽力くださいますようぜひともお願いします。

さて、本日最後のテーマは、道路政策の転換についてであります。

昨年春、4月3日に、市内東2条20丁目の市道交差点で起きた交通死亡事故を覚えておられるでしょうか。これは近年、南方向に延伸された東大通りとグリーンベルトから更に伸びる南1号線との交差点、すなわち北ひびき農協の直売所がある場所にて、出会い頭に起こった事故でした。現場はほぼ市街地にあり、指定速度は両方の道路とも時速40キロでしたが、死者が出たくらいですからかなりのスピードが出ていたのではないかと思います。この事故は東大通り延伸から間もなく起きたので、本市の道路づくりに大きな教訓を残していると私は考えています。いやむしろこの事故から教訓をくみ取って、道路をつくらないと亡くなられた市民が浮かばれないし、また同様の大事故が別の道路で起きて市民が犠牲になってしまいます。

そこで、何点かお聞きします。

まず、本市の都市計画道路一般についてですが、いつまで車優先の道路づくりを進めるのかをお聞きしたいと思います。

車がスムーズに流れることを眼目にして、土別のまちを南北に通り返る道はもう既に何本もあります。土別市の町並みを本当に早い速度でさっさとバイパスしてしまいたい人がいるならば、もうすぐ高速道路が多寄まで貫通するので、そちらに誘導すれば済む話ではないでしょうか。

さて、こういった広くて真っすぐな道をどんどんつくることは、行政の目から見たらスムーズに流れているというふうにとらえられるのかもしれませんが、逆に一部のドライバーからしたら飛ばせる道、それからアクセルと吹かせる道が続々とできることにほかなりません。

私はこの場の一般質問で、グリーンベルトについては過去何度も取り上げていますが、制限速度の時速50キロを超え、保育園児の散歩の列をしり目に、60キロ、70キロと加速して通過するドライバーが絶えません。確かに土別市はもともと碁盤の目状に開拓されたまちだから仕方ない部分があります。しかし、だからこそこれからつくる道路に関してはあえてカーブをつけたり、減速ブロックなどの障壁を設けて、物理的に減速させるような工夫をしていく研究をお勧めしたいのです。要は事故リスクを高めるような道路づくりはやめて、もっと高齢ドライバーの増加に対応していけるような方策を考えたり、更には歩行者、自転車の視点からの道路づくりを考えてほしく思う次第です。この点の御認識も聞かせてほしいと思います。

次に、西広通建設の優先度についてです。

西広通は駅南地区の悲願という答弁が以前ありましたが、私が同地区複数箇所で聞いた限りでは、どうも悲願とまではいかないようです。少々大げさな表現だったのではないのでしょうか。また線路より西でも土別駅に近い地域の住民ほど、駅前交番横から南へ延びる、いわゆる倉庫群通り、私の呼び方ですけれども、倉庫群通りの狭さへの懸念が多く出されます。確かにあの狭くて古い倉庫に挟まれた通りを、なぜわざわざ土別軌道や道北バスの大型バスが相互に行き違ったりしているのか、不思議がる声が多いのです。調べてみると道北バスは1日12往復、24台です。また土別軌道の外廻り循環線が22運行、22台、合わせますと、夏場は都合46台が通ります。冬場になるとこの倉庫群通りは積雪で狭くなっている上に、バス路線も土別軌道の内回りと東西回りの循環バスが増え、東西回りに至っては1運行でこの倉庫群通りを2回通りますので、1日当たりなんと86台の大型バスが、日中の約12時間に通過していきます。つまり平均をとれば8分20秒に1台となります。とにかく言えるのは広い道路をつくるならば、まずはこの危険な倉庫群通りではないのでしょうか。西広通より先に手をつけるべきと思いますが、どのような認識でいらっしゃいますか。

3点目は、西広通完成後の速度規制についてです。

土別地方卸売市場前からイセキ北海道株式会社土別営業所前までの300メートル余りは、西広通の既存部分ですが、速度制限は今のところ時速40キロとなっています。さきに述べた一部のドライバー心理を勘案すると、新規工事部分も含め、これを絶対に時速50キロなどに緩和すべきではありません。速度制限についてどうお考えでしょうか。公安委員会に対して速度について何か提言するつもりはございますでしょうか。

4点目も同じく西広通についてです。

これから北へと延びていく西広通周辺の住民は、必ずしも多いとは言えません。しかしながら周辺の施設などを見ても剣淵川パークゴルフ場があり、浮き浮きしながらこの通りを右折左折する車や、はたまた横断する歩行者や自転車が想定されます。当然パークゴルフの道具

を携行しての歩行や自転車こぎでありましょう。ですから、結局は近い将来に危険だから信号をつけよう、横断歩道をかこうとなる可能性は高いのではないかと予想します。そうしたら、信号や横断歩道など、その分のコストも当然かかってくるのではないかと思います、それは計算に含めて道路建設に入るのか否かをお聞かせください。

まとめますと、宗谷本線より西側の地域住民から聞いたところによると、いわば取り残され感を私は強く感じました。この間、西団地の建設あり、はたまたこの西広通計画ありで、一種の再開発的な意味合いが出てきております。そのため、市内西地区の住民からは若い住民が新規に引っ越してくることを望む声もよく聞きます。しかし、西地区の最大の懸案はスーパーマーケットがなくなったことによって、車を使えない住民が買い物難民化していることだと思っております。西広通が開通して、そこに市内バスが乗り入れる予定もありません。ですから、結局は日々の買い物が便利になるわけではないので、西広通構想も期待外れに終わってしまうのではないかと私は心配しております。ですので、この件に関しては誠実な御答弁を期待して、私の質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小山内建設水道部長。

建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、車優先の道路づくりから高齢者ドライバー、歩行者や自転車の視点から考えた道路づくりについてのお尋ねがありました。

本市の道路行政につきましては、市街地内の交通体系の骨格となります都市計画道路事業、また生活道路として、住宅地区の環境整備を主な目的として実施している市道路盤改良舗装事業、及び郊外地区などで防じん対策の一環として実施している簡易舗装事業におきまして、地域の要望を聞く中で、優先度を判断しながら実施に努めているところであります。

国忠議員から広くて真っすぐな道路は事故のリスクを高めるため、あえてカーブをつけたり、減速ブロックなどの障壁を設けるなど、物理的に工夫してはとの御提言がありました。確かに車社会の現代、交通事故防止は道路行政の大きな課題であるととらえているところであり、速度を抑制させる道路構造につきましては、国忠議員の平成22年第4回定例会の御質問にお答えいたしましたとおり、道路線形に曲線を配置したり、また段差を設ける構造などにつきましては、一定の効果は期待できるものの、本市のように積雪寒冷地では除雪作業の効率性や凍結によります安全性においては課題も多いため、住宅団地等で特に歩行者の安全対策として、今後検討してまいりたいとの答弁をさせていただいたところでありますが、西広通りなどの幹線道路につきましては、住宅地域内に集中する交通を外郭道路として受ける役割の道路でありますことから、幹線などの道路では難しいものと考えております。

しかしながら、議員のお話にもありますように、歩行者、自転車の視点から見た道路整備や交通安全対策は高齢者や障害を持つ方々におきまして、道路施設のバリアフリー化、通学路における歩道整備、人優先の安全・安心で快適な歩行者空間の整備を一層推進していかなければならないと考えております。

次に、駅南地区の道路整備にかかわる優先順位についての御質問がありました。

お話のありました駅に近い倉庫通り、市道名、西3条通りにつきましては、比較的交通量も多く、バスの経路となっておりますことから、西広通よりも優先して拡幅すべきとの声があるとのことですが、西広通は都市計画道路として、将来の都市の主要な道路網の骨格を形成し、人や物流の円滑な移動を初めとして、災害時の避難路、救援路としての重要な役割を担う道路であり、市街地内のふくそうする交通量を緩和させ、歩行者や交通の安全、効率的で利便性の向上を目的としていることから、一般生活道路よりも優先度が高い道路として土別市総合計画事業に位置づけ整備を進めております。

そこで、西3条通りにつきましては、土別の物流の拠点とした大型倉庫群が立ち並び、近隣市町村を結ぶバス路線の一部としても利用されてきております。当路線が拡幅になりますと、沿線の倉庫の大半について移転となりますことから、事業費もさることながら移転先等の大きな課題もあり、現時点におきましては、拡幅は難しいものと考えております。今後当周辺地域の建物の用途の変更があった場合には、その時点において安全対策も考慮する中で、拡幅整備が必要なのかなどについて協議してまいりたいと考えております。

次に、西広通の速度規制についてであります。

速度規制につきましては、北海道公安委員会においてその路線の性質や交通量の状況において、事故の未然防止を第一に速度規制を判断されておりますことから、速度超過、見通しがよい反面、わき見運転による事故など、さまざまな事故の要因に対処するには、視認性のよい標識の設置等とともに、事故の未然防止に向けた利用者の法令順守のための啓発活動等も非常に重要と考えておりますので、平成28年度に全面開通を目指していく中で、土別警察署並びに交通安全担当部局などと事故防止に向けて十分協議を行いながら進めてまいりたいと考えておりますし、現在市内の幹線道路での速度規制においては、4車線であるグリーンベルトが50キロ規制のほかは40キロ規制であり、西広通の道路構造令に基づく設計速度におきましても、市街地内道路として時速40キロを基本に設計を行っておりますことから、道路管理者として北海道公安委員会と速度規制の対応につきましても、協議してまいりたいと考えております。

次に、横断歩道や信号機設置などのコストも計算しているかとの御質問ですが、これらの設置の判断や設置費用につきましては、北海道公安委員会が行うことから、西広通自体の事業費には含まれておりませんが、歩行者などの安全確保がまず最優先でありますので、必要とされる箇所には横断歩道並びに交通信号機設置につきましても、北海道公安委員会と協議してまいります。

国議員のお話にもありますように、さまざまな交通事故の教訓から再び痛ましい事故が生じないよう事故危険箇所の検証を行い、対策を講じることは重要であり、また近年国土交通省の交通安全施策として、生活道路においても、歩行者の安全を重視した速度を抑制するための視認性の高い道路標識の設置や通過交通車両の進入を抑制するために、進入部を狭くするなど、また歩道の整備が困難な地域においては、車道と路肩部をカラー舗装化することにより明確に

分離して、歩行空間の確保を図るなどの施策の推進を強化していくことから、車優先の道路行政から歩行者・自転車の視点に配慮した道路行政への移行が今後も進んでいくものと考えております。本市におきましても、これらの有効な安全対策について調査研究し、人に優しい道路となりますよう鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（神田壽昭君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1番目に、老人福祉施設への民間活力導入についてですが、この件に関しては今まで施設の収支不足に関してやサービスの内容、職員の資格の取得率等々、さまざまな角度から多くの議員が質問し、その都度答弁をいただき、行政も課題の解決に向けて努力をしているところでありますが、改めて養護老人ホーム桜丘荘と特別養護老人ホームコスモス苑についての現状と課題を確認させていただきたいと思っております。

今回もボードの用意をさせていただきました。ここに書いてある数字は今年の4月1日現在であります。稼働率については今年の3月時点の稼働率であります。

そこで最初に、稼働率についてであります。ある民間の施設長によれば、経営上から見ると稼働率は95%が1つのボーダーラインだとお聞きをしましたが、両施設ともこれを超える数字にはなっています。特にコスモス苑では、22年度の20床増床時にはスタッフの確保がままならず、76%と極端に悪くはなりましたが、昨年度は96%で、過去10年間で最も高い数字であり、改めて施設長初め、努力をされた職員の方々に敬意を表したいと思っております。両施設とも更なる稼働率のアップに向けて取り組んでいかなければならないと思っております。この稼働率の計画というのはどのようになっているのでしょうか。特にコスモス苑では、7日以上入院への入院となると使用料としての収入がなくなるわけですから、入所者の健康状態や要介護度の違いからも難しい計画ではあると思っております。収支計画の際には稼働率を出しての予算計上をするはずですので、予算時の稼働率の数字を教えてくださいたいと思っております。

次に、経費の削減についてですが、一般管理費の節約や削減については、光熱費や事務所費などで、でき得る範囲の中でそれぞれ努力をされているはずですが、これとて施設が2階建てゆえの経費の増や老朽化から来る機械設備の入れかえなどがあり、入所者に不便をかけない安全で安心な施設の運営には限界があるはずですが、しかし、経費の中で最も高い割合が人件費でもあることから、過去の議会答弁からでも正職員が退職した際には、その後必ずしも正職員で補充するということではなく、嘱託職員、非常勤職員での業務が可能な場合にはそのような職員の採用により人件費の削減に努めているとありました。その結果、職場には嘱託職員が大半を占め、正職員が激減したところもあります。この別表のとおり、勤務時間が短時間の非常勤職員は今回触れませんが、嘱託職員と正職員は同じ勤務時間、勤務内容でありながら、こん

な職員構成では職場での指示系統や職場内研修が果たしてうまくできるのでしょうか。特にコスモス苑では施設長と事務職を除けば、正職員9人に対して嘱託職員は19人にも及びます。栄養士1人と調理4人にとっては、全員が嘱託職員となっています。嘱託職員も雇用年数の期間が撤廃されましたから、継続して雇用はされることから、まだよくなるはりましたが、それとて嘱託職員と正職員との賃金や有給休暇などの労働条件には大きな差がありますし、何よりも職場で正職員と臨時職員が同じ労働をしていれば、必然的に職場でのモチベーションを高くしようとしても難しいのが現状ではないのでしょうか。なぜこのように正職員が極端に少なくなったのでしょうか。私はこのような状態から見て、極めて異常な職場だと思いますが、このコスモス苑の現状の職員構成をどのように考えておられるのでしょうか。経費の削減だけを考えると嘱託職員を増やしていったとすれば、仮に今の嘱託職員、臨時職員を正職員にするとどの程度の人件費となるのでしょうか、その比較をお願いいたします。

次に、行政が進めている両施設の指定管理に向けた基本的な考え方と進捗状況について、お伺いをします。

7月に民生福祉常任委員会で、所管事務調査として福祉施設の指定管理についての調査を実施しましたが、このときの行政の説明では、多様化する高齢者のニーズや公の施設のサービスの質を更に高めるため、民間の創意工夫や経験等により培われてきたノウハウ、活力を生かすことが有効であり、より効果的で、効率的な対応が図られるとして、民間活力の導入をするものだとありました。そのほかにも、方針としては効率的な施設運営、効率的な財政運営、経営の安定化等々があり、一般的には民間に移行することで行政は人件費の抑制による運営コストの削減ができると思うが、ただ安さだけを求めて、本当に民間でのサービスが向上するものなのか、率直にお伺いをしたいと思います。裏を返せば、今の直営のままでは、民間が行っているサービスまでに引き上げることはできないのかということでもあります。

この項目で最後の質問になりますが、もし指定管理ということになれば、現在施設で働いている職員の身分はどう考えているのでしょうか。職場でもこの問題が出されてからは、とても不安な心境だと思います。しっかりと職員に対しても説明をし、少しでも心配や不安を取り除かなければなりません。このことに関しての考え方と取り組んでいることをお教えいただきたいと思います。

この質問については、以上です。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 最初に、私から指定管理の基本的な考え方について答弁申し上げ、老人福祉施設の現状と課題及び指定管理へ移行した場合の職員の身分については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

松ヶ平議員からただ安さだけを求めて民間でのサービスが向上するのか、また直営のままでは民間のサービス水準まで引き上げることができないのかとのお話がございました。市としては国忠議員にもお答えしたとおり、指定管理は安定した運営により効率化と市民サービスの向

上を図ることを目的とするものでありますことから、ただ経費削減だけを目的に検討をしているのではなく、何よりも入所されている方にとってよりよい施設運営と満足していただける質の高いサービスの提供を目指しているところであります。

現在、多くの職員は職務に専念し、少しでもサービスの向上につながる努力を懸命にしているところでございますが、更によりよい施設運営と質の高いサービスの提供をしていくためには、業務や施設運営に精通した施設長の固定化と職場リーダーの育成、そして状況に応じた柔軟な職員配置など、職場システムの再構築が重要であると考えているところであります。

しかし本市の場合、人事異動の制度上、施設長を固定し、経験を蓄積させていくことは困難な状況にあります。また国忠議員への答弁でも申し上げたように、現場看護職員を所長として登用することは可能ではありますが、同時に施設運営の経営感覚も備えていなければならず、その養成には相当の年限を要するものと考えられ、現時点では難しい状況にあります。

一方、民間の場合、介護福祉士など専門資格を有する職員が多く確保され、長年の経営の中にあって、経験とノウハウが蓄積された職員が育成されていることから、指定管理移行後においては現場看護職員を施設長として配置することも可能と思われれます。

更に介護職員の配置についても、民間が経営する施設間との柔軟な配置転換が可能となるため、人員確保が容易になり、安定したサービス提供体制を整備することができるものと思われ、直営ではできない柔軟性のある質の高いサービスを確保できるものと考えているところであります。

したがいまして、市としてはこうした民間の高い専門性や柔軟性を率直に評価し、その活力やノウハウを導入する指定管理に優位性があるものと考えているところであります。

今後、指定管理導入に当たり、入所者やその御家族の御意見を伺いながら、議会とも慎重に協議をさせていただき、入所者にとってより満足いただける施設運営の方向性を出せるよう検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） 私から現状と課題及び指定管理後の職員の身分にかかわる御質問について御答弁申し上げます。

初めに、予算時における稼働率についてお答えをします。

コスモス苑などの介護老人福祉施設につきましては、一般的に経営上の観点から見ますと、95%の稼働率が必要と言われているところであり、20床増床時の22年の稼働率を除いた過去10年間の平均稼働率は約96%でありますことから、予算要求時の計画に当たっては、毎年の入院者数の推移は変わらないことを踏まえ、稼働率96%としたところであります。施設としては、稼働率を少しでも改善するため、空きベッドが発生した際、入所判定後の上位の方について入所の意思確認や施設見学等を実施し、早急に入所していただけるよう努めているところであり、現段階での稼働率はおおむね計画のとおり推移している状況にあります。



次に、正職員と嘱託職員の構成に係る御質問についてお答えをいたします。

松ヶ平議員御指摘のとおり、職員に占める嘱託職員の比率が高い状況にあります。毎年一般会計からの繰入金で常態化している施設運営を考慮したとき、施設の入所稼働率を高める取り組みとともに、一般管理費の経費節減に加え、経費の多くを占める人件費についても節減対応を講じる必要があり、本来固定化できる正職員の採用が望ましいところではあります。嘱託職員、非常勤職員での対応をせざるを得なかった状況にあったことから、結果として現在の職員構成になっているところであります。

そこで、このような職員構成で職場での指示系統や職場内研修がうまくできるのかとのことであります。福祉施設の運営に当たっては、入所されている方が安全に、安心して暮らせる施設環境と職員の対応が何よりも重要であり、嘱託職員の増加を要因としたサービスの質の低下を招くことがないように、職員採用に当たりましては、介護福祉士やホームヘルパー等、介護職としての専門資格を有する方を優先して採用していますし、雇用年数についても見直し、65歳まで勤務可能とすることで、職員の継続・固定化を促し、実務経験から成るノウハウを蓄積できる職場環境の整備に努めております。

次に、今の嘱託職員と非常勤職員を仮に正職員とした場合、人件費はどうかの比較についてであります。現行では正職員数12名、嘱託職員26名、非常勤職員22名の人件費は1億7,100万円であるのに対し、仮に嘱託職員を正職員として換算した場合、概算ではあります。2億4,300万円となり、約4割の7,200万円増加となります。更に非常勤職員も加え換算した場合には2億9,500万円となり、約7割増の1億2,400万円の増加となります。

次に、指示系統についてであります。職務遂行に当たり一貫した介護を進めていくため、会議やミーティングによって職員の共通理解や意識の高揚を高めることが極めて重要でありますことから、全体会議や職員会議、スタッフ会議の場において職員から積極的な発言を求め、職員の資質向上と援助計画に反映しております。現状に満足することなく民間の手法などを取り入れた改善策も行っているところでございます。

また、入浴、排せつ、食事介助などの入所者に対する援助や接遇等にかかわる職場内研修についてであります。安全・安心な施設であり、かつ入所者の自由と尊厳を尊重しつつ、満足いただけるサービスを提供するため、新規採用職員に対しては正職員を中心とした指導体制をとっており、全く未経験の職員の場合や、理解、習得に要するに時間的な個人差もありますが、一日でも早く職場環境になれ、援助や接遇のノウハウを習得してもらうよう指導強化に努めております。

一方、指導に当たる職員はみずから民間施設へ直接出向いての実務研修を実施し、資質向上を図るとともに、職務システムやサービス提供のノウハウなど、民間と市の対応の違いについて学び、利用者にとって満足いただける手法については取り入れるなど、改善に努めております。まだまだ学ぶ点が多いものと考えております。

次に、指定管理になった場合、現在施設で働いている職員の身分等についてお答えをいたし

ます。

まず、職員の身分についてであります。原則、指定管理移行に伴い、現行の臨時職員は市の職員の身分から指定管理を受ける事業所の職員として新たに採用されることとなりますが、民間事業所の運営方針、職員体制方針、雇用条件等もあり、現在の勤務条件とは異なる場合もございますが、就労の場を失うことがないように、指定管理要求水準項目に職員の継続雇用を提示しなければならないと考えているところであります。

一方、正規職員については、他の自治体の対応と同様に、職員の意向により継続して市の職員として残り、他の部署で勤務するか、民間事業所に身分移行し介護職として勤務するのを選択していただくこととなりますが、民間事業所へ移行を選択した場合、現行所得の保証や雇用条件の変更等の対応など、多くの課題もありますことから、指定管理移行への方針決定に当たって、職員処遇等の方針についても慎重に労使協議を重ねた上で、対応してまいりたいと考えております。

次に、不安を抱く職員への対応についてであります。7月下旬から8月中旬の間、全職員約90名を対象にした個別面談を行い、指定管理制度導入に係る検討・経過について説明を行うとともに、制度導入について職員の意向調査を行ったところであり、指定管理方針が決定した際には、改めて面談し、詳細説明を行う旨説明をいたしているところでありますことから、職員の意見も十分反映する中で、入所者にとってよりよい、より満足のいただける施設面の方向性が出せるよう検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

市長の答弁と保健福祉部長の答弁からも、例えば施設長に関する考え、それから職場リーダーを育成していくと、ノウハウを職員にも蓄積をしていきながらということ、これは市長のほうからあったのですけれども、一方部長のほうからは、全体会議もやって、民間の実務研修もやりながら、それらを随時取り入れて職場改善に努めているということなんですけれども、どうもその部分がしっかり職場長を通して、職場長のリーダーを通して、担当の職員までうまく伝わっていくのか、これは、組織としては、職務・職階級制でいくなら必然的に落ちてくるんでしょうけれども、先ほども言いましたようにコスモス苑の生活相談員、介護職員、これ正職員が8名で、嘱託職員が18名という、そこに非常勤の1種、2種で、臨時職員の勤務時間の差で分かれていますけれども、圧倒的に非常勤職員、臨時職員が多いところの中で、本当にそういう形の中で伝わっていくんでしょうか。僕は3分の1ぐらいにしか満たない正職員の中で、1つの職場があるということは、これはもう職場としての、直営としての僕は体をなしていないというふうに思っているのです。こんなのは去年、おとしから始まったことではなくて、ここ数年で経費の削減を1番最初に、主眼に置いたんでしょうが、結果嘱託職員の数が異常に増えて、先ほど答弁でお聞きをすると、嘱託職員を正職員にした場合には、単純に

7,200万円プラスになるということで、この数字を言われたら直営で行けるんですかということにもなってくるんですけれども、そういった意味でいけば、これは一般財政から見る、どこまで負担できるのかと、これは市立病院の考え方も同じになると思います。福祉施設入所施設として、本当にこれは直営でやっていけるのかどうなのかといった判断も、これは首長の判断として必要になってくるんでしょうけれども、そこら辺、率直な話、持ち切れるのか切れないのかと、直営で行くというのはもう今の段階では、正直言ってさっきの7,200万円とか1億2,400万円、人件費でいったときには、この7,200万円なんかで職員化してまで、直営でやっていくということ自体が、今の段階でも財政上から見ても不可能かなと、そういう判断をなされるかなされないのかといったことで、ひとつお聞きをしたいと思います。そこをしないと、民間サービスのほうがいいんだ悪いんだとかという形ではなくて、直営で果たして維持し続けられるのかどうなのかといった問題も、率直にその財政問題も含めて考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今の松ヶ平議員のほうから人件費に絡んでの直営かどうかということが、可能かどうかということのお尋ねだというふうに思います。

御答弁の中でも申し上げましたとおり、今の、現状の中で、嘱託職員がすべて正職員ということになりますと、莫大な経費が増えるということになります。現状の中で今、コスモス苑については、約2,000万円ほど赤字を計上していますけれども、このことによって正職員ということになりますと、更に1億2,000万円程度の経費がかかっていくということになりますので、こういう推計の中でいきますと、今後の財政状況を考えたときには、直営でいくということについては不可能な部分だというふうに考えております。

以上です。

議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 1つの民間委託の、活力の導入といった部分でいけば財政的な理由もあるんでしょうけれども、今、行政のほうは民間活力の導入ということで検討されているところでありますけれども、私はこの2つの施設とあわせて、実は2012年、今年の4月に介護保険法が改正になりました。その中では地域包括ケアシステムの構築ということで、地域包括支援センターを中心に地域の医療、介護、福祉関連団体が連携し、在宅高齢者に対して、24時間途切れないサービスを提供する支援体制を構築しなさいというふうになっています。今の地域包括支援センターは、これはもちろん今直営でやっているんですけれども、これとて今の行政の体制、今の職員の体制、職場の体制からいって、24時間の定期循環、随時対応サービスというのは、これなかなか難しいんだろうというふうに思っています。これがこの4月に法が改正になったという部分で、ぜひこれらも含めていって、単純に今の施設が民間の力をかりてやるやらないという議論ではなくて、こういった介護保険制度なんかももう少し含めていって、民間活力のお力をかりるのがいいのか、それとも直営の部分で果たしてどこまでもやっていけるの

かということも踏まえて、私は今後引き続き行政としては検討していただきたいということをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

(登壇) 2番目の質問に入ります。

学校におけるいじめ問題に関してですが、昨年10月、大津市の当時中学2年生がいじめを苦にして自宅マンションから飛びおりて自殺した事件がありました。大きく報道されたのは今年の7月からですが、内容については多くの方が御承知だと思います。子を持つ親としても大変痛ましい事件となっています。報道される内容からは事件があった当時、この中学校と大津市教育委員会の対応は極めて理解しがたく、また遺族から被害届を3回も拒否した大津警察署も大きな批判を浴びることになり、結果最も安全な場所でない学校に、滋賀県警により強制捜査が入ったことは、社会的にも大きなショックを与えました。

そもそもいじめに関しては、大なり小なり昔からあったというふうに言われていますが、子供たちの生活環境は大きく変化したことにより、いじめそのものも変わってきているのではないのでしょうか。アナログからデジタル社会になり、中学生から、早い子では小学生から携帯電話を持ち、友達との連絡も自宅の電話から携帯電話のメールでのやりとりになり、最近ではスマートフォンにより情報が大量に入手できる時代となっています。遊びも外での鬼ごっこや缶けりから家の中でのテレビゲームでのひとり遊びが主流となり、親でありながら子の行動範囲、内容を読み取ることが難しい時代になったのも事実です。今回の事件を見ても、子供たちの取り巻く環境の変化から決してこの土別でも起こらないとは限らないのではと不安を大きくしました。どの子供にもどの学校においても、起こり得るものとして十分認識をしなければならぬものと考えています。

そこで、土別市内における小・中学校においていじめの実態はあるのでしょうか。文科省も取り急ぎアンケートを実施したようですが、市内におけるアンケートの実施状況や問題がない範囲で結構ですから、その結果をお教えください。

次に、子供や保護者からいじめに関する相談窓口の設置状況についてお伺いをします。

学校内に配置されている相談員の状況をお教えください。過去に増員をされたということで伺っておりますが、しかし学校に相談員が配置をされていても、やはり学校内にいる限り、相談員であっても、先生になるのではないのでしょうか。先生にも親にも相談できないそういった子供にも配慮し、学校以外での相談窓口も充実しなければならないと考えていますが、教育委員会には生涯学習センターいぶきにおいても専門の相談員を配置し、電話や面談での相談を受け付けていますが、実際にこの相談員にいじめに関しての相談があったのでしょうか、あればその件数も教えてください。

あと、行政における相談窓口としては、子育て応援室にも子育てに関する相談窓口を設置していますが、教育委員会以外でもあるこの窓口にも、実際に学校に関する相談があった場合、どのような対応がされているのでしょうか。相談員同士の連携がされているのかどうかお伺いいたします。

次に、教育委員会では学校の教員や教育相談員が関係機関の代表などで委員を構成している不登校・いじめ問題等対策連絡会が設置をされているようですが、これもあくまで相談体制の一つなのでしょうか。それとも不登校やいじめがあったときの学校や当事者に対する指導なども含めて行っている組織なのでしょうか。この会の持つ役割と開催内容について、改めてお教えをいただきたいと思います。

次に、深刻ないじめに対する対応ですが、大津市のように学校と教育委員会がいじめはなかったとか、いじめと自殺の因果関係はないなどと、最初は見解を出していましたが、実態が明らかになるに従って、学校と教育委員会が一緒になって、いじめそのものを隠ぺいしようとしたあの組織には、見ていてもあきれ果てたものでした。深刻ないじめが明らかになったときは、学校と教育委員会は事実をできる限り早い時期に公表しなければなりません。決して学校や教育委員会だけに責任を押しつけるのではなく、行政と一体となって、地域ぐるみで対応していかなければいけないと考えています。教育委員会としてはいじめを起こさない対策、いじめがあったときの対応として、具体的にどのような考えを持っているのかお伺いをし、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず初めに、土別市の学校におけるいじめの実態及びいじめ調査におけるアンケートの実施状況についての御質問でございます。

毎年、北海道教育委員会が実施するいじめ調査として、児童・生徒に対する直接アンケートが年2回、学校での取り組み状況の調査は年3回実施されているところでございます。

児童・生徒に対する直接アンケートの結果から各学校が事実確認を行い、いじめと認知したものとして教育委員会が把握しているいじめの実態としては、平成22年度においては小学校5件、中学校11件であり、平成23年度では小学校1件で、今年度におきましては5月の第1回目のアンケート調査に基づくものでございますが、中学校5件となっているところでございます。

その主な内容は、冷やかしゃからかい、悪口を言われる、仲間外れ、集団による無視、ぶつかられたり、たたかれたり、物品をめぐるトラブルなどとなっております。

また、8月15日には文部科学省によるいじめ問題に関する実態把握の緊急調査が実施されたところであります。この調査は学校がいじめと認知した件数のうち、児童・生徒の生命や身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると思われるいじめの実態に関するものと、学校・教育委員会の取り組み状況を詳細に調査するものとなっているものであります。その結果、市内の学校では重大な事態に至るおそれがあるいじめ等はなかったものと認識いたしております。

次に、相談窓口の設置状況についてのお尋ねがございました。

まず、学校に配置している心の相談員につきましては、平成22年度までは土別中学校と土別南中学校にそれぞれ配置いたしておりましたが、平成23年度から土別小学校、土別南小学校、

士別西小学校にも配置し、計5名としたところでございます。

次に、社会教育課に配置している青少年相談員に、いじめに関する相談があるのかとのお尋ねでございますが、平成22年度において部活動でのトラブルによるいじめの相談が1件ございました。

また、こども・子育て応援室に配置されている家庭児童相談員に学校に関する相談があった場合に、どのように対応しているのかとのお尋ねでございますが、こども・子育て応援室には児童虐待やネグレクトなどの緊急を要する相談だけでなく、いじめ・不登校など学校と深くかかわる相談なども実際にご覧いただけますので、このような場合にはこども・子育て応援室から私どもにも連絡を受け、必要に応じて学校や関係機関と連携した対応やケース検討会議の開催等により、迅速な対応を図っているところでございます。

また、相談員の連携についてでございますが、青少年相談員、家庭児童相談員、学校配置の心の相談員による学習会をほぼ月1回開催し、情報交換や実際の事例に基づくケース検討などを行うとともに、助言に苦慮する相談を受けた場合や複数の相談員がかかわらなければならないなどの場合には、相互に連絡をとり合い、その対応に当たるなど、相談員同士の連携を図っているものでございます。

更に、平成23年度からは心の相談員を増員したことに伴い、新たに外部から講師を招いての研修会を開催するなど、実際の事例などを通して研修を深め、相談員の資質の向上につとめているところでございます。

次に、不登校、いじめ問題等対策連絡会についての御質問がございました。

この連絡会は児童・生徒の不登校やいじめ問題等の相談、指導及び対策等、その問題等の調査研究を行うために設置したものでございます。

そこで、この連絡会の役割と開催内容でございますが、先月末に今年度第1回目の連絡会を開催し、連絡会としての目指す姿、スローガンを「いじめゼロのまち、しべつ」「同級生がみんな一緒に卒業する学校」として定め、この実現に向けて学校を初め、関係機関が共通認識に立ち、市全体で取り組んでいくことを改めて確認したところでございます。

また、連絡会としては個別の事案で関係する機関の方のみを対象とした、ケース検討会議の開催や直接的な指導助言を随時実施しているところでございますが、このほか生徒指導担当の先生による小委員会を新たに設け、対応していくことを確認いたしましたところでございます。

申し上げるまでもなく、いじめや不登校といった問題行動を持つ子供たちの対応は学校内だけでなく、人権擁護委員や保健所、家庭児童相談員、その他の多くの関係者がかかわらなければ解決できないケースも増えている傾向にありますので、関係機関が情報を共有し、その対応に当たることをいま一度確認いたしましたところでございます。

次に、大津市の事案のような深刻ないじめ問題を例に挙げられ、本市でのいじめを起ささない対策、いじめがあったときの対応について、具体的な考え方についてのお尋ねでございます。

まず、いじめがあったときの対応でございますが、本市においては深刻ないじめは確認され

ないものの、いじめが明らかとなった場合には、児童・生徒の身体や生命の危険にかかわるような重大な事態に至ることがないように、教育委員会として学校や関係機関との連携の上、迅速かつ的確な対応をする覚悟でございます。不登校・いじめ等を隠すことなく、すべての情報を関係機関で共有し、困難な状況やその取り組みの成果などを互いに確認した上で、保護者に対してはいじめ等の対応策について学校だよりや懇談会などで情報を提供し、対応方針の共通理解を得て、いじめ解消に取り組んでいかなければならないと考えておりますし、先ほどの不登校・いじめ問題等対策連絡会で協議し、確認した対策を的確に講じていくことが重要であるとと考えております。

次に、いじめを起ささないためには、学校内において児童・生徒への対応が担任や生徒指導の先生だけに任されることなく、学校長を初めとしたすべての教員が、具体的な対応策や役割を共通認識した上で、チームで対応するなど、学校全体で取り組むことが何より重要であるとと考えております。

教職員は、現在文部科学省や北海道教育委員会が求めるさまざまな調査報告などの煩雑な事務に相当の時間をとられ、子供たちと過ごす時間が大きく制約され、一人一人の子供たちとしっかりと向き合うことが思うようにできなくなっているため、子供の変化を敏感にとらえられない状況にあります。このため、各学校に十分な人員を配置するとともに、煩雑な事務処理から教職員を開放することは極めて重要であるとと考えております。また、子供集団が基本である学校では、子供同士、そして親同士の仲がよいこと、更に教職員と親の信頼関係がしっかりと築かれていることがいじめを生まない環境づくりには必要であり、そのためには学校の最大の支援者であるPTAの理解と協力が不可欠でございます。このためPTAを中心として、学校、地域及び家庭が共通認識を持ち、子供の見守りや指導につなげていくことが重要なことと考えております。

その上で、日常的な取り組みとして、学校内外を問わず、いじめを生まないよりよい集団づくり、人づくりを目指していくこと、悪いことは悪いとする正義の風が吹く学校づくり、地域づくりが何よりも重要であるとと考えております。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 再質問させていただきます。

今、いろいろな行政、教育委員会なり行政なりで相談員の方々が、いろいろな連携をとってやられているということで、その辺については安心をしたのですが、ただ、例えば電話でのやりとり、先ほど私も言ったのですが、直接その学校の相談員の方に相談できるかといったら、必ずしもそういう児童・生徒ばかりではないだろうということで、ただ今の状況でいきますと青少年相談室、これが時間的に1時から5時、そして土・日、祝祭日、年末年始はお休みですということで、なっているんですけども、5時というのはちょっと早くないかなと、子供たちが学校から帰ってきて、そこから電話をする、なかなか5時までというのはどうなのかなと、

もっとウイングを広げるという意味でいけば、もう少し、例えば夏休み、冬休み、春休みの長期期間中だけは延ばしますよとか、そもそもこういうことがありますよというPR自体も、私ちょっと足りないんじゃないかというふうに思っています。

先ほど電話では、携帯電話がもう小学生から持っているという意味でお話をしましたが、例えばメールでの相談も、今、市のホームページの、僕はトップに来てもいいんじゃないかと思うんですよ。今、メールで相談を希望される方はっていうのは、そこから、教育委員会から学校教育委員会に行かないと、なかなかメールの窓口というか、実際にやれないというところもあると思いますので、僕はそういった意味でいけば、メールも相談もというところの案内は、例えば市のホームページでも、これは行政との話になるかもしれませんが、僕はトップに持ってきて、1ページ目からそういうところがあるというような対応をしてもいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺についてのお考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） 再質問にお答えいたします。

現在、相談の時間が1時から5時までということで、開設当初はもっと長い時間を設定していたのですが、午前中からやっていた時期もありますが、実際には午前中は、子供たちは学校に行っていて、ほとんどその段階では相談がなかったということで、現在の1時から5時ということにいたしましたところでございます。

ただ、議員から御指摘がありましたとおり、実際子供たちが学校から帰って、自分の携帯ではなくて、自宅の電話等を使って相談をするということを想定した場合、部活などもあるという関係で、その時間帯がいいのかどうか、今後その部分についてはちょっと検討をしてみたいというふうに考えております。

更に、さまざまな相談の窓口がありますよという周知については、小学校に入学したとき、中学校に入学したとき、さまざまな相談の場所を書いたカードですとかチラシを新1年生、あるいは中学1年生にも配布をしております。それで、実際には、その中には市が開設している青少年相談員の電話以外に、道立教育研究所がフリーダイヤルで開設している相談の電話、あるいは上川教育局が開設しているいじめの電話、更に道の委託を受けて、社会福祉法人の美深育成園が運営をしております美深子ども家庭支援センター、これは24時間、365日の体制で対応している電話なんですけど、それらが全部含まれたものは児童・生徒の皆さんにお渡しはしております。ただ、具体的にはその利用ということになると、どの程度の件数が寄せられているのかもわかりません。

今、1点目で議員から御指摘のあったそういったメール等の相談等についても、やはり市のホームページのトップなり何なりにアクセスをして、そこからいろいろなところにつながっていくというようなシステム等につきまして、それらも含めて、今後内部で検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、とにかくこれらの相談につきましては件数がない、ないというよりは、問題がなく



て件数がないのが一番いいのですが、問題があるのに相談がないということではいけないので、それらの部分も含めていきたいと思ひますし、一番最初にお話のあった学校で先生方に相談ができないという状況というのが、やはり真っ先に改善されなければならない。何か子供たちが問題を抱えたら外部に相談するのではなくて、家庭の保護者に、そして担任の先生に、すぐに、いつでも相談できるというような関係が築かれることが、一番なんだなというふうに思ひますが、それにはこういった社会情勢の中では時間もかかりますので、今御答弁申し上げたような、外部への相談の窓口をしっかりと子供たちに開くために、今後検討を進めてまいりたいと思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 最初の答弁の中で、教育長のほうから正義の風が吹くという、そういう状況をつくっていくということで、本当に私もそのとおりだと思ひますし、最後にこれは、士別小学校の校長が書かれたやつで、心ほのぼのということで、ネットワーク通信で、どの範囲まで配達というか、配布されているかわからないんですけども、このときも市の校長が自分の体験談、失敗談として載せていますし、最後に、「あんた、何言っているの」と厳しく否定し、諭す大人になりたいものだというふうに書いておりますので、ぜひPTAもそうなんですけれども、学校の先生たちもそうなんですけれども、やっぱり3年なり5年というサイクルの中で、先生たちは転勤になっていきますし、もう一つはPTAがやるとしても、地域との連携を持つということに関しては、なかなか3年間で役員もかわるということで難しいこともありますので、ぜひ地域という部分の中で連携をとるといふのは、やっぱり教育委員会に汗をかいてもらわなければいけないというふうに思ひますので、ぜひそういった部分でもこのいじめ、地域との連携を含めて、最大限の努力をお願いをしていただくということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から会議を開きますので、御参集願ひます。

御苦勞さまでした。

（午後 2時41分散会）